

中東・北アフリカ諸国の
貿易・投資法制度ガイドブック
カタール

2013年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPに調査、取りまとめを要請した内容に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP
Middle East Regional Office
PO Box 7001, Rolex Tower
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971 4 384 4004
Email： mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

目次

1. ビジネス関連法規に関する最近の動向と話題	1
1.1 法的枠組み	1
1.2 監督機関の一元化	2
1.3 カタール証券取引所 (QE)	2
1.4 マネーロンダリング防止	2
1.5 刑法／贈収賄法	3
1.6 不動産	3
1.7 衛生・安全・環境	3
1.8 広告	4
1.9 医療	4
1.10 観光	4
2. 対外貿易と為替政策	5
2.1 世界貿易機関 (WTO) ならびにその他の二国間/多国間貿易協定への参加	5
2.2 貿易・為替規制政策	7
2.3 関税制度	14
2.4 為替規制政策	17
2.5 輸出入手続き	18
3. 外国投資政策	19
3.1 投資許可／促進政策および管轄官庁	19
3.2 海外資本投資に関する規制	21
3.3 海外からの資本投資奨励策	30
3.4 税制	33
3.5 外国人の雇用および在住許可に関する規制。現地人員の雇用。	34
3.6 知的財産権保護	36
3.7 外国法人の設立手続きおよび必要書類	38
3.8 財務および会計について	52
3.9 外国法人の閉鎖手続きおよび必要書類	55

中東・北アフリカ諸国の
貿易・投資法制度ガイドブック

カタール

1. ビジネス関連法規に関する最近の動向と話題

カタール (State of Qatar) はその「国家ビジョン 2030」に挙げられた目標を踏まえ、経済多様化政策の推進を通じて、経済と開発の焦点を石油・ガスからシフトさせる努力を続けてきた。Qatar Airways や Al Jazeera などのブランドが今や国際的に認められるようになったことや、2022 年 FIFA ワールドカップ開催地候補として名乗りをあげ招致を成功させたことなどにその成果が現れている。外国人投資家の参加がこの政策の実現に不可欠であることを認識したカタールは、これらの投資家のためのビジネス環境自由化や、既に相当大きいカタール投資の魅力さをさらに補完する優遇措置や免税措置の導入を目的とした新法の施行を継続している。以下に重要な動向と話題をいくつか挙げる。

1.1 法的枠組み：（英国がコモンロー法域であるのに対し）カタールは大陸法法域である。カタール金融センター (QFC) とカタール国際裁判所・紛争解決センターはコモンローの原則を採用していることを指摘しておく。法体系と主要な法律はエジプトの法律をモデルにしている。言い換えればフランスのナポレオン法典をモデルにしていることになる。多くの大陸法法域がそうであるように、カタールの裁判所は公式な判例体系に依拠しておらず、大審院の決定とは別に裁判所の決定が公式に発表されることはない。そのことが訴訟案件において予測不可能性を生んでいる。カタール国際裁判所を例外として、カタールの裁判所での裁判手続きはアラビア語で進められる。裁判官は政府に属さず、実務上二つの裁判所体系に分かれている。第一は民事・商事・刑事系裁判所、第二はシャリア系裁判所である。シャリア系裁判所は、結婚、離婚、子女の支援、相続、一部の刑事犯罪に係る事柄を含め、イスラム法を統括する。一般に国際契約の当事者は、その法律に適用される法律と法域を自由に選ぶことができる。準拠法を選択しない場合、その契約にはカタール民法が適用される (2004 年法律第 22 号)。また、契約当事者は、紛争を仲裁に付すことについて書面で合意できる。カタール国際調停・仲裁センター (Qatar International Centre for Conciliation and Arbitration : QICCA) は、新たな仲裁規則 (2012 年 5 月発効) を導入した。これは、国際連合国際商取引法委

員会（UNCITRAL）仲裁規則（2010年改正）をモデルにした新規則である。国際的に認められた仲裁規則を導入した結果、QICCAはほかの主要国際仲裁センターと足並みを揃え、カタールで事業を営む企業に身近な（信頼性が確立された）紛争解決策を提供できるようになった。

- 1.2 監督機関の一元化： 2011年に、銀行、保険、証券、資産管理その他の金融サービスに関するカタール金融センター（QFC）、カタール金融市場局（Qatar Financial Markets Authority）およびカタール中央銀行（QCB）の規制機能を、QCBの監督のもとに一元化する措置が発表された。その後、2012年3月13日にカタール金融センター規制庁（QFCRA）が、閣僚評議会による理事指名を経て、新理事会の設立を発表した。理事には Sheikh Abdullah Bin Saud Al Thani 殿下と QCB 総裁（理事会の新会長）が含まれる。QCB 総裁を QFCRA 理事会会長に指名したことを、金融サービス部門の関係者の一部は、カタールの監督機関一元化実現に向けた事実上の第一歩と見ている。
- 1.3 カタール証券取引所（QE）： QE は、QE ベンチャー市場と呼ばれる中小企業（SME）のための下級取引所を設立中である。QE ベンチャー市場は、定義上、実績がなく、リスクプロファイルが高い SME 専用の市場となる。第二市場の設立は、より寛大で柔軟性の高い規則に基づいて証券取引所に上場するチャンスを SME 経営者に与えることになるだろう。2012年1月17日、QE は、この証券市場専用の技術的、法律的基盤が整ったと発表した。この市場は、カタールと湾岸協力会議（GCC）諸国の事業主から提出された上場申請書を受け付け、上場基準と取引規則に関する情報を提供する。QE ベンチャー市場の上場企業は、メイン市場の上場企業と同じ法的保護を受けられるが、メイン市場とは異なる専用市場であることが簡単にわかるようになっている。年月が経過して QE ベンチャー市場の上場企業が成長し、必要な財務プロフィールを形成してこの市場を卒業し、メイン市場に移ることが期待される。
- 1.4 マネーロンダリング防止： カタール自体は「マネーロンダリングに関する金融活動作業部会（FATF）」の正式加盟国ではないが、GCC の一加盟国、FATF に地域から加盟する 2 カ国の一つ（一方は欧州委員会）として、FATF 加盟 36 カ国が合意したマネーロンダリング防止と反テロのための金融対策実施に力を入れている。FATF の 40 項目の勧告と 9 項目の特別勧告ならびにその注解は、マネーロンダリングおよびテロ資金提供防止のための国際基準を示している。こうした方針の一環として、カタールの「マネーロンダリングおよびテロ資金提供防止に関する新法（2010年法律第4号）」が 2010年3月18日に施行された。これに伴い、2002年法律第28号（2003年法令第21号により改正）は廃止された。この新法は、カタール中央銀行（QCB）、カタール証

券取引所（QE）、カタール金融センター（QFC）などの政府機関が適時発令する各種の規則・規定とともに、刑法（2004年法律第11号およびその改正法）、刑事訴訟法（2004年法律第23号、2009年法律第24号により改正）および関税法（2002年法律第40号）を含めたマネーロンダリングとテロ資金提供防止に関する現行の法的枠組みを補完するものである。

- 1.5 刑法／贈収賄法： 英国贈収賄法（Bribery Act）は、カタールの外国人社会において激しい議論を巻き起こした。英国国内で操業する個人や営利団体だけでなく、国際的規模で事業取引を行う英国企業と外国企業にも影響が及ぶためである。贈収賄法第6(3)(b)項は、「便宜」またはこれに類する手続き料支払いは、当該外国人公務員が「提供、約束または贈答品により影響を受けることを成文法により禁じられている、または影響を受けないことを義務付けられている」場合、贈賄とみなされるとすると規定している。第6(3)(b)項において、「成文法」には当該公務員が外国人公務員を務める地域の法令が含まれる。カタールで「成文法」がどのように適用されるかを理解するため、刑法（Penal Code）について簡単に説明しておかなければならない。刑法はあらゆる形態の贈収賄に罰則を適用している。罰則の適用は賄賂を贈った者に限らず、賄賂を贈った者と受け取った者の両方について罰則が規定されている。個人も営利団体も、外国人公務員との取引が、当該公務員が何らかの行為を行うこと、または行わないことを求める見返りとしての賄賂またはその他の便宜を提供したとみなされないように活動方法を検討すべきである。カタールはこれらの取組みと並行して、2011年末に腐敗防止監督機関「行政監督庁（Administration Control and Transparency Authority）」を設けた。
- 1.6 不動産： 2011年法律第13号が2011年7月に公布された。国内の不動産仲介サービス業を規制することがこの法律の目的である。不動産仲介業者はこの法律の規定に従って、サービス提供前に免許を取得しなければならない。原則として18歳以上のカタール市民である者と、カタール資本が51%以上の企業のみが免許を取得できる。さらに不動産仲介業者は、物件を売却または賃貸に出す前に所有者の承認を得なければならない。無免許で不動産仲介業を営むと、最高5万カタールリヤル（QAR）の罰金を科される場合がある。
- 1.7 衛生・安全・環境： カタール国内でインフラ・プロジェクトが目覚ましく増えたことは、衛生・安全・環境に関してしっかりした法律制度が求められていることを意味する。そこで内閣は2011年の閣議決定第16号を発令し、労働省内に全国職場健康・安全委員会（National Committee of Occupational Health and Safety）を設立した。

- 1.8 広告： 2012 年法律第 1 号が、広告および広告看板の配置および内容を規制・管理している。同法に基づき、広告その他の宣伝形態は、カタール地方自治体当局の許可を予め取得しなければならない。一般にライセンス取得にあたって、申請者は所定の手数料を支払い、地方自治体が定める適切な保険を付保する必要がある。許可を受けた広告はアラビア語でなければならないが、当該地方自治体の規則に従って使用すれば、他言語も使用可能である。
- 1.9 医療： 2012 年 3 月、計画中の社会健康保険制度（SHIS）の立案・実施を担当する政府機関「最高保健評議会（SCH）」は、制度実施の方法について初めて詳細を明らかにした。SHIS は 5 段階に分けて実施される。SHIS パイロット・プログラムは 2012 年 11 月前後にスタートする。その後、各段階が次々とスタートし、2014 年末までに実施が完了する。パイロット・プログラムは、まず 15 歳以上のカタール人女性約 7 万 5,000 人を対象に実施される。SHIS の第二段階は 2013 年 7 月に予定され、制度の対象者が全カタール国籍者に拡大される。この段階で一次医療提供施設と特定の民間部門参加施設の利用が可能になる。2013 年 10 月に第三段階が実施され、全カタール国籍者が国内の全医療提供施設から基本的サービスを受けられるようになる。2014 年 5 月までに第四段階が実施され、SHIS のもとで全カタール国籍者の対象サービスが広がり、民間部門の全サービスと、外来患者扱いで利用可能なサービスの半分を利用できるようになる。
- 1.10 観光： 2012 年 8 月 7 日、カタールは 1982 年の法律第 7 号を廃止し、新たな「観光法 2012 年第 6 号」を可決した。新法は、リゾートのほか、観光施設、観光活動、観光ガイドなどのサービス業を対象としている。まず、この法律はすべてのホテルに対し、カタール観光局（QTA）および商業・貿易省（MBT）の免許取得を義務付け、当該ホテルが提供する施設とサービスに基づき、毎年 1 月にホテルを評価する格付けシステムを敷いている。ホテルは 3 年間、観光施設は 1 年間の免許を与えられる。またこの法律は「観光ガイド」という新しい職業についても規定し、この職業に 1 年間の免許取得要件を課している。法令違反に対する罰金は、無免許の観光施設または観光活動の場合 10 万カタールリヤルに達することがある。QTA の局長が付則および施行細則の実施を提案する予定である。現行付則は、その時点まで有効である。

2. 対外貿易と為替政策

2.1 世界貿易貿易機関（WTO）ならびにその他の二国間/多国間貿易協定への参加

2.1.1 WTO

カタールは 1996 年 1 月 13 日から WTO に加盟している。同国は 1994 年 4 月 7 日に WTO 協定に署名。協定は 1995 年法律第 24 号として発効した。

2.1.2 地域貿易協定

カタールは湾岸協力会議（GCC）の加盟国である。1981 年に設立された GCC は、ペルシャ湾に面し、アラビア半島またはアラビア半島付近に位置するアラブ諸国の政治・経済同盟である。現在の GCC 加盟国は、バーレーン王国、クウェート国、オマーン王国、カタール国、サウジアラビア王国（KSA）、アラブ首長国連邦（UAE）である。ヨルダン・ハシミテ王国とモロッコ王国は 2011 年 5 月に GCC 加盟を打診されたが、現在、両国の加盟に関して合意は成立していない。2001 年、2003 年、2008 年に加盟国が署名した協定は、特にそれぞれ通貨統一、関税統一、共通市場の実施について合意する内容だが、部分的にしか効果を上げていない。

カタールは 1961 年から石油輸出国機構（OPEC）に加盟している。現在の OPEC 加盟国は、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、エクアドル共和国、イランイスラム共和国、イラク、クウェート、リビア、ナイジェリア、カタール、KSA、UAE、ベネズエラボリバル共和国である。

カタールは、アラブ自由貿易地域（GAFTA）協定の創立当初からの加盟国である。GAFTA は 1997 年に生まれた汎アラブ自由貿易地域で、14 カ国（バーレーン、エジプト、イラク、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、スーダン、シリア、チュニジア、アラブ首長国連邦）によって設立された。2009 年にはアルジェリアが 18 番目の加盟国として GAFTA に参加した。アラブ連盟の経済社会理事会（ESC）が GAFTA を監督・運営している。

カタールは、イスラム協力機構（OIC）の加盟国でもある。OIC は加盟 57 カ国で構成される国際機関である。OIC は、イスラム社会（Ummah）全体の声を集めて、イスラム教徒の利益を守り、進歩と福祉を保障することを目指している。OIC は国連に代表を派遣している。国連以外で最も大きな国際機関である。

2.1.3 その他の二国間／多国間貿易協定

- (a) 2006年4月、国際エネルギーフォーラムが開かれていたドーハで、当時のAbdullah bin Hamad Al-Attiyah カタール副首相兼エネルギー・産業相と二階俊博経済産業相が会談した。この会談で両者は「日・カタール合同経済委員会」設立に関する共同声明に署名した。同委員会は2006年11月に発足し、毎年1回会合を持つことになっている。最も新しいところでは、2011年10月に第6回日・カタール合同経済委員会が東京で開かれた。玄葉外相、枝野経済産業相、Al-Attiyah 副首相、Al-Sada エネルギー・産業相が、エネルギー協力拡大の重要性を再確認し、両国間によりよいビジネス環境を形成する強い意思を強調した。
- (b) 2012年4月18日には、「2011年3月の震災と津波で甚大な被害を被った東北3県の漁業を復興するため、カタールは5,000万ドルを拠出する」と Sheikh Ahmed Bin Muhammed Al-Thani 国際協力副大臣が公式発表した。2012年、カタール政府は2011年3月の大震災で被災した地域の復興を支援するため、1億ドルのカタール友情基金(QFF)の一部を拠出することを確約した。QFFの最初のプロジェクト支援には、宮城県女川町における水産加工工場建設が含まれる。
- (c) 2006年からは、米国—MEFTA(中東自由貿易圏)間イニシアチブの一環として、米国との二国間貿易協定が結ばれている。1992年6月には国防協力協定が締結された。
- (d) 現在、カタールとシンガポール、EUとGCC(カタールが加盟)の間で貿易協定に関する交渉が進められている。
- (e) カタールは現在、国連(UN)(1971年)、非同盟運動、77カ国グループに加盟している。このほかにカタールが加盟しているのは、イスラム協力機構(1970年)とアラブ連盟(1971年)である。
- (f) カタール国と南アフリカ共和国の外交関係樹立に関する共同コミュニケ。

2.2 貿易・為替規制政策

2.2.1 貿易・為替規制政策／制度の概要

カタールの法律と規制は、国内投資とノウハウの必要性和、カタールを拠点とする企業の発展推進への積極的介入の必要性の間のバランスを模索している。この点に関して、カタールは外国為替に規制を加えていない。

関連する法律（およびその改正条項ならびに関連規則）は、以下のとおりである。

- (a) 2000 年法律第 13 号 外国投資法 (Foreign Investment Law)
- (b) 2002 年法律第 5 号 営利会社法 (Commercial Companies Law)
- (c) 2006 年法律第 27 号 商法 (Commercial Code)
- (d) 2002 年法律第 8 号 商業代理法 (Commercial Agencies Law)
- (e) 2004 年法律第 5 号 代理人法 (Proxy Law)
- (f) 2004 年法律第 22 号 民法 (Civil Code)
- (g) 2002 年法律第 40 号 関税法 (Customs Law)
- (h) 2004 年法律第 11 号 刑法 (Penal Code)

2.2.2 所轄官庁

注記：以下の政府機関はこの項に関して管轄権を有する。論評全体では適宜別の機関に言及する。

商業・貿易省

PO Box 1968 Doha, Qatar

電話: +974 494 5555

ファクシミリ: +974 4494 500

電子メール: mbt@mbt.gov.qa

ウェブサイト: www.mbt.gov.qa

外務省

P.O. Box 250 Doha, Qatar

電話: +974 40111111

Fax: +974 44327444

電子メール: webmaster@mofa.gov.qa

ウェブサイト: www.mofa.gov.qa

カタール関税局

PO Box 81, Doha, Qatar

電話: +974 441-3713/445-7457

ファクシミリ: +974 441-3236

ウェブサイト: www.customs.gov.qa

カタール商工会議所

PO Box 402 Doha Qatar

電話: +974 4455 9111

ファクシミリ: +974 4466 1693

電子メール: info@qcci.org

ウェブサイト: www.qcci.org

経済財務省

P.O. Box 83. Doha, Qatar

電話: +974 4446 1444

ファクシミリ: +974 4443 1177

ウェブサイト: www.mof.gov.qa

司法省

P.O. Box 917 Doha, Qatar

電話: +974 44842222

ファクシミリ: +974 44832875

電子メール: info@moj.gov.qa

ウェブサイト: www.moj.gov.qa

環境省

P.O. Box 7636 Doha, Qatar

電話: +974 4420 7777

ファクシミリ: +974 4420 7000

電子メール: public@moe.gov.qa

ウェブサイト: www.moe.gov.qa

エネルギー産業省

P.O. Box 2599. Doha, Qatar

電話: +974 44846444

ファクシミリ: +974 44832024

電子メール: did@mei.gov.qa

ウェブサイト: www.mei.gov.qa

文化・芸術・歴史省

PO Box 23700 Doha, Qatar

電話: +974 4402 2222

電子メール: info@moc.gov.qa

最高情報技術評議会 (ictQatar)

PO Box 23264 Doha, Qatar

電話: +974 4499 5333

ファクシミリ : +974 4493 5913

電子メール: info@ict.gov.qa

国防省

P.O. Box 37 Doha, Qatar

電話: +974 4461 4111

最高保健評議会

PO Box 42 Doha, Qatar

電話: +974 407 0000

ファクシミリ: +974 4404 4571

電子メール: info@sch.gov.qa

ウェブサイト: www.sch.gov.qa

最高教育評議会

PO Box 35111 Doha, Qatar

電話: +974 4404 4564

ファクシミリ: +974 4404 4571

電子メール: info@sec.gov.qa

ウェブサイト: www.education.gov.qa

2.2.3 物品輸入規制

(a) 政策の概要

カタールとの間の物品の輸出入は、GCC 関税同盟を実施する関税法によって規制されている。

個人または法人はカタールから物品を輸出できるが、有効な居住許可を取得しているか、または商業・貿易省(MBT)に現地在留を登録しているか、またはカタール関税局の許可を取得していない限り、カタールへの物品輸入は行えない。法人が、輸入しようとする製品の取引を行うためには MBT または別の監督機関にしかるべく登録し、承認を受けなければならない。外国企業は、MBT にしかるべく登録を行い、承認を得るために外国投資法（第 3 部 外国投資政策参照）に従って、現地事業所を設けることができる。上記の登録がない場合、外国企業は自社製品の現地購入者を探すか、あるいはカタール国内で自社商品の輸入・販売を代行する第三者もしくは販売代理店を務める第三者を選定する必要がある。

ある。この現地購入者／第三者は MBT に登録し、関税局の免許を取得していなければならない。

関税法に基づき、すべての専業輸入・輸出業者は MBT の名簿に登録し、カタール商工会議所 (QCCI) の会員になることが義務付けられている。

観光ビザ、到着時発行ビザ、またはビジットビザでカタールに入国する個人は、身の回りの物しか持ち込めない。自由に輸入できるのは 3,000 カタールリヤル以下の物品と、たばこ 400 本までとなっている。

(b) 輸入規制品

注記： 制限品目および統計品目番号 (HS コード) については別表 1 に詳しく記載している。

衛生上の理由やイスラム教の教義を理由に、特定の物品には証明書による輸入規制が課されている。これらの理由で、約 49 のカテゴリーの物品が選択的に輸入を禁じられている。こうした物品には、禁制品、豚肉加工品、ブタ、アルコール飲料、ポルノ、ギャンブル用品が含まれる。

医薬品や化粧品を含む特定の品目については、それらの品目を担当する関係当局の特別許可を取得しなければならない。たとえば、医薬品と化粧品は最高保健評議会 (SCH)、コンピュータと通信機器は最高情報技術評議会 (ictQatar)、化学薬品は環境省、武器・弾薬は防衛省、書籍は文化省、火災報知機と防犯カメラは内務省民間防衛局の許可が必要である。牛肉・鶏肉加工品を含むすべての食肉は、輸出国が発行した衛生証明書と、当該輸出国の公認イスラミックセンターが発行した「ハラール」屠殺認証を必要とする。

上記の特別な許可がない場合、またはカタールの法律や道徳に反する物品を輸入した場合は、手数料の罰則や再輸出命令が適用されるだけでなく、民法上および刑法上 (またはそのいずれかの) 罰則が科される恐れがある。重大な法律違反の場合は懲役刑が科されることもある。

(c) 輸入禁止品目

注記： 禁止品目と HS コードについては別表 1 に詳しく記載している。

ロバ、ラバ、ケッティの肉、特定の医薬品、アスベスト、一部の中古空気式タイヤなど 18 の製品カテゴリーに輸出禁止が適用される。

自由貿易地域への投資を規制する 2005 年の法律第 34 号(自由貿易地域法) 第 16 条に基づき、以下の物品は自由貿易地域への搬入を禁じられている。

- (i) 可燃性物品 (当局が許可した燃料を除く)
- (ii) 放射性物質
- (iii) 武器、弾薬および爆発物 (所轄官庁が許可した場合を除く)
- (iv) 知的財産保護にかかわる法令に違反する物品
- (v) すべての薬品およびその派生品
- (vi) 原産国が経済制裁の対象となっている物品
- (vii) カタールへの輸入が禁じられている物品

2.2.4 原産地に関する輸入規制

上記のとおり、カタールはアラブ連盟の加盟国である。アラブ連盟は、1948 年のイスラエル建国以来、イスラエル企業とイスラエル産物品を公式にボイコットする方針を維持している。カタールは、アラブ連盟加盟国の市民に対して、イスラエル政府、イスラエル企業またはイスラエル市民との間の物品購入、物品販売または取引契約締結を禁じる一次ボイコットを実施している。カタールは、イスラエルで事業を行う全世界の事業者を対象を拡大し、アラブ連盟加盟国とその国民が、アラブ連盟のブラックリストに掲載される企業と取引のある企業と取引することを禁じる二次ボイコット、三次ボイコットを実施していない。

国連加盟国であるカタールは、諸外国に対して適時採択されるすべての国連決議を実施している。また、カタールは、国連がイランおよびシリアに対して既に採択した、または今後採択する可能性のあるすべての決議を実施する。

カタールは多くの諸外国と異なり、福島での原発事故後、日本製品の正式な輸入禁止を実施しなかった。ただし、輸入業者は当該製品が放射能を含んでいないことを示す証明書を添付することが望ましい。カタールでのさらなる税関チェックで製品の受け渡しが遅れることを防ぐためである。

2.2.5 その他の輸入関連法／協定

- (a) カタールに輸入される特定の物品については特別なラベル表示要件が課されている。

(b) 食品に関しては、「食品規制規則」（1990年法律第8号）が、アラビア語で製品情報を表示することなどを含め、以下のとおり、全食品パッケージに記載しなければならない情報について詳細な要件を定めている。

(i) 原材料

(ii) 正味重量

(iii) 製造日および賞味期限

(iv) 製造業者および生産者の名称、ならびに各々の商標

(c) カタールへの家畜輸入に関しては、当該動物への最新ワクチン接種、および当該動物の輸出国政府が発行する衛生証明書が必要である。

2.2.6 外国産商品の輸入に関するその他の要件

商標全般に関しては、関税局が商標「監視リスト」を持っており、この監視リストにある違反マークのついた製品をカタールに持ち込むことを認めない。

2.2.7 物品輸出規制

(a) 政策の概要

カタールからの輸出には、カタールへの輸入と同じように関税法が適用される。

(b) 輸出規制品目

関税法第 21 条に基づき、禁止品目または制限品目の輸入禁止は、「出て行く」物品にも同じく適用される。

(c) 輸出禁止品目

関税法第 21 条に基づき、禁止品目または制限品目の輸入禁止は、「出て行く」物品にも同じく適用される。

2.2.8 原産国に関する輸入規制

イスラエルへの輸出は認められない。

2.2.9 その他の輸出関連法／協定

上記以外に重要な法律／協定はない。

2.2.10 その他の海外向け輸出品に関する要件

- (a) 関税法第 40 条に従い、輸出業者またはその他の仲介者は、輸入品に必要な書類と同じ書類を関税局に提示し、出国許可を取得しなければならない。
- (b) 食品輸出業者は、輸出する物品に詳細な税関申告書を添え、関税局に提出しなければならない。
- (c) カタールから家畜を輸出する場合、当該動物は最新のワクチン接種を受け、政府衛生検査の衛生証明書および輸出許可を取得していなければならない。所有者が輸出許可を受けるには申請書に記入し、カタールの在住許可を添付する必要がある。動物にはマイクロチップを埋め込まなければならない。また、当該動物の出生の時期、血統および色に関する情報が必要である。カタールからの動物輸出は容易だが、輸出先の国が非常に厳格な輸入規則を課している可能性があるため、法規を徹底的に調査する必要がある。動物を外国に輸出する前に専門の運搬業者に相談することが望ましい。
- (d) 骨董品および歴史的遺物の輸出は、カタール文化省事務局長（**Director General of Museums**）の輸出許可を取得した場合、またはその骨董品がもともと輸入されたもので、税関に申告されている場合を除き、1980 年法律第 2 号第 28 条に基づき認められていない。ただし、カタールの考古学的遺産または芸術的遺産の窮乏化を招かないような、持ち運び可能な骨董品の輸出は、カタール文化省の決定により許可される場合がある。

2.3 関税制度

2.3.1 所轄官庁

所轄官庁はカタール関税局である。関税局は、海路、空路または陸路でのカタールへの入国とカタールからの出国を取り扱う。カタールの港の活動を規制する港湾局と民間航空局は、現在、商業・貿易省(MBT)の監督下にある。

2.3.2 関税率照会先

海上関税では、最近、自動通関プログラムが導入されたが、航空通関および陸上通関はまだ手作業で行われている。「通関統一窓口 E サービス」によって、許可されたユーザーは物品の通関手続きを行い、関税を電子的に支払うことができる。このプログラムでは、ほかの関連する関税情報を含め、タリフコードと関税分類が定められている。詳細と申請については、以下を参照のこと。

QCCSW (Hukoomi) Government Contact Centre (政府コンタクト・センター)

電話: +974 4406 9933

ファクシミリ: +974 4406 9998

電子メール: callcenter@customs.gov.qa

2.3.3 関税制度の概要

特別に免除される場合を除いては、関税法第 7 条に基づき、カタールに輸入される全物品に関税が課される。

カタールの標準関税率は、物品ならびにそれに付随する保険料および輸送費の総額の 5% である。商業送り状と原産地証明書に輸出国のカタール大使館の証明が付されていない場合は、これに認証手数料が加算される。

鉄棒・鉄桿、セメント、レコード、楽器、たばこ、アルコールなど特定の商品には割増関税が適用される。

2.3.4 免税対象の品目／カテゴリー

以下の物品は、カタールへの輸入時に関税が課されない。

- (a) GCC 経済協定 (2003 年 1 月 1 日に発効した GCC 諸国間の経済協定) および関連する GCC 協定に基づき免税扱いと定められた特定の物品。
- (b) 下記のとおり、関税法のもとで免税とされる特定カテゴリーの物品には輸入関税が課されない。
 - (i) 外交団、領事館、国際機関、ならびに政府が認証した外交団メンバーおよび領事館職員のための輸入 (第 98~101 条)。
 - (ii) 弾薬、武器および機器、ならびに軍事用の輸送手段および部品など、軍および国内治安維持部隊のための輸入 (第 102 条)。
 - (iii) 5,000 カタールリヤル未満の自動車 (クラシックカーを除く) など、個人の身の回り品および日用品 (第 103 条)。
 - (iv) 生鮮野菜、果物、穀物、米、家畜 (ワクチン証明書および原産国の衛生証明書がある場合)、茶、コーヒー、砂糖などの食品、ならびにその他の消費財。

2.3.5 分類

カタールの関税制度の分類は HS コードに基づいている。

カタールの関税コードに関するウェブサイトは、以下のリンクで見ることができる。

<https://www.ecustoms.gov.qa/qccsw/jsf/tariff/EXPublicHSCodeSearch.jsf;jsessionid=TnnNSTnNnx2QqNgn5ZC02y4QnfhhXDkNqB7kBQ9Ddb8k6jFGWKLn!-1061885038>

2.3.6 関税の種類（従価税、従量税など）

カタールは従価税を採用している。

2.3.7 課税基準（FOB、CIF など）

課税基準は運賃・保険料込み（CIF）である。

2.3.8 日本からの輸入に適用される関税制度

日本からの輸入は、GCC を除く諸外国からの輸入と同様に取り扱われる。

2.3.9 特恵関税制度

- (a) GCC 諸国は約 417 の免税品目リストを承認した。さらに、工業プロジェクトのための輸入に関する関税免除を定めた新規則も承認している。
- (b) 現地で調達できない原材料または半製品の輸入が関税を免除されるように、特定プロジェクトにかかわる設備の輸入も関税免除を受けることができる。

2.3.10 関連法規

関税法および施行規則（2004 年内閣決議第 21 号）が重要法規である。

2.3.11 輸入品に課される関税以外の税／関税

関税法は税関出張所の敷地および倉庫に置かれる輸入品の保管、取扱い、保険および検査に関して一定のサービス手数料を課している。左記の手数料は関税局が発行する料金表において決定され、物品の重量と関税局またはカタール・アビエーションサービス局に留め置かれる期間に応じて変わる。保管料の上限は物品の推定価格の 50% である。ほかの非政府機関に物品が保管される場合、

これらの機関は独自のサービス手数料規定と料率を定める権利を与えられる。販売を目的としてカタールに持ち込まれた物品には、以下のとおり輸入関税が課される。

- (a) 一般品目 4%
- (b) 鉄鋼 20%
- (c) セメント 20%
- (d) 尿素 30%
- (e) レコードおよび楽器 15%
- (f) たばこ 100%

2.4 為替規制政策

2.4.1 所轄官庁

2006 年法律第 33 号（銀行法）およびその関連規則・規定に基づき、カタール中央銀行（QCB）がカタールの金融部門を規制している。規制対象の活動を行うカタール金融センター（QFC）の法人は、現在 QFCRA の規制のもとにあるが、QCB が最終的な監督機関になるものと予想される。

2.4.2 為替レート規制システム

カタールの公式通貨であるカタールリヤル（QAR）は 20 年以上の間、3.64 カタールリヤル／米ドルで固定されている。

カタールは現在、為替規制を行っていない。

6 万カタールリヤルまでの現金は、カタールへの持ち込み、カタールからの持ち出しが自由に行える。電信送金は無制限だが、たとえば Western Union 経由の外貨送金は現在 1 万 9,000 カタールリヤルに制限されているものと思われる。

2.4.3 商品貿易取引に関する規制

この論評に記載されている以外に商品貿易取引に関する規制は行われていない。

2.4.4 貿易外取引に関する規制

この論評に記載されている以外に貿易外取引に関する規制は行われていない。

2.4.5 資本取引に関する規制

- (a) 海外直接投資に関する規制については第3部：外国投資政策で述べる。
- (b) カタール証券取引所（QE）に上場しているカタールの株式会社（QSC）の外国人持ち株比率は、発行済み株式資本の25%に制限されている。全社ではないとしても、多数の上場会社が外国人の持株比率を49%に引き上げるための申請を行っているとされる。ただし、現在のところこれらの申請は受理されないか、または却下されている。
- (c) 外国人の自然人および法人（またはそのいずれか）との間の借入および貸付、預金口座取引、または利息、配当金もしくは利益の送金に制限は設けられていない。

2.5 輸出入手続き

2.5.1 輸入／輸出許可の申請

第3項で既に述べたように、カタールへの物品輸入は関税法によって規制されている。同法はGCC関税同盟の規則を実施したものである。一般に、カタールへの販売用物品輸入を希望する者は輸入業者名簿に登録し、カタール商工会議所の承認を受けなければならない。

特別に免税される場合を除き、カタールに輸入されるすべての物品には関税が課される（免税品については上記の2.3.4項を参照）。当該物品の価格と付随する保険料および輸送料の合計の5%にあたる標準関税を登録輸入業者に支払えば物品を輸入することができる。商業送り状および原産地証明書にカタール大使館の証明がない場合は、認証手数料が加算される。

書類要件

輸入貨物受け渡しには、以下の書類が必要である。

- (a) 原産地証明書
- (b) 送り状および船積み書類
- (c) 物品の詳細な説明、ならびに

(d) 衛生・品質証明書（適宜）

上記書類の検査を円滑にするためには、アラビア語または英語で表記することが望ましい。商業送り状には、原産国のカタール大使館商務部、またはカタールの輸入地の税関もしくは関税局の認証が必要である。

2.5.2 ビザ（領事館の手続き）

カタールへの物品輸入またはカタールからの物品輸出に関して領事館でのビザ要件は設けられていないことを確認した。

3. 外国投資政策

3.1 投資許可／促進政策および管轄官庁

3.1.1 外国投資政策／制度の概要

- (a) 外国人投資家は、外資法の規定に従った場合に限り、カタールで投資を行うことができる。
- (b) 外国人投資家は（本稿に記載のある分野を除き）国家経済の大部分において、カタール国籍のパートナーとの共同投資が可能である。いずれの企業においてもカタール国籍のパートナーが 51%以上を所有しなければならない。
- (c) 外国人投資家は、商業代理店または広い意味での不動産業には投資できない。海外からの銀行業または保険業への投資には閣僚評議会の承認が必要である。
- (d) 商業・貿易相（閣僚）は、農業、工業、医療、教育、観光、天然資源開発、エネルギーまたは鉱業、コンサルタントおよび技術サービス、情報技術、文化、スポーツおよびレクリエーション／エンターテインメント・サービス、ならびに流通サービスといった特定業種の企業を外国人投資家が 100%所有することを認める場合があるが、こうした許可は頻繁に与えられるわけではない。
- (e) 外国資本は没収の免除を保証される（ただし、国は、当該資産の経済価値を全額補償することを条件として、公共の利益のために資産を無差別に収用することができる）。

- (f) カタールにおいて特定の契約を履行中の外国企業は、当該プロジェクトが公共サービスまたは公共施設の活用を促進するものである場合、契約責任法人または支社（支店）として登録することができる。
- (g) 国家の天然資源の採掘、利用または管理に関するカタール政府の免許に基づいてカタール国内で操業する外国企業は、外資法の適用を免除される。実際にはすべての大手石油会社がこの規定に該当する。
- (h) 外国法人と政府または政府系法人の間で設立された会社（第 68 条会社）には特別規則が適用される。
- (i) フリーゾーンを実施する法律（2005 年法律第 34 号）はあるが、カタールにはほかの GCC 加盟国と同じようなフリーゾーンはない。
- (j) カタール金融センター（QFC）とカタール科学技術パーク（Qatar Science & Technology Park : QSTP）は、金融サービスと研究・技術・トレーニングをそれぞれ振興するための特別貿易地域である。入居のハードルは高く、厳格に守られている。
- (k) カタールは、現時点で下記を含む各種の地域・国際投資振興・保護協定に加盟している。
 - (i) 投資の奨励および相互保護に関する中華人民共和国とカタール国政府の協定（04/1999）
 - (ii) 投資の相互保護に関するドイツ連邦共和国とカタール国の協定
 - (iii) 投資の促進および保護に関する大韓民国政府とカタール国政府の協定
 - (iv) 投資の相互促進および保護に関するカタール国政府とトルコ共和国政府の協定
 - (v) 投資の相互促進および保護に関するカタール国政府とフランス共和国政府の協定
 - (vi) 投資の促進および相互保護に関するクロアチア共和国政府とカタール国政府の協定
 - (vii) 投資の相互促進および保護に関するボスニア・ヘルツェゴビナとカタール国政府の協定

(viii) 投資の相互促進および保護に関するスイス連邦参事会とカタール国政府の協定

(ix) 貿易および投資関係の発展に関するアメリカ合衆国政府とカタール国政府の協定

(x) 投資の促進および保護に関するフィンランド共和国とカタール国政府の協定

(xi) 2010年4月28日に調印された投資の促進および相互保護に関するカタール国政府とレバノン共和国政府の協定

3.1.2 所轄官庁

所轄官庁は商業・貿易省(MBT)、外務省(MFA)、QCCI および司法省である。

3.2 海外資本投資に関する規制

3.2.1 規制／禁止される事業カテゴリー

(a) 商業代理店

カタールにおいて商業代理店として登録できるのはカタール国籍者または100%カタール資本の法人のみである。登録簿は商業・貿易省(MBT)に保管される。商業代理店には商業代理法およびカタール商法が適用される。登録済み商業代理店のもとでは、売り上げが当該商業代理店の活動の結果生じたものでなくても、領土内の全物品販売に対して(最高5%)手数料を支払わなければならない。登録済み商業代理店との契約を解除することは難しい。固定期間商業代理店の契約満了時を含め、商業代理店との契約が終了した時点で補償金を支払わなければならない。

商業代理店に関して、外国企業はカタール国内でプレゼンスを確立していない(また、たとえば外国企業がカタールに実在するとしても、カタール国内で活動中の社員はいない)。外国企業は100%カタール法人または個人の代理人を指名し、カタール国内で物品のマーケティングおよび販売を行う。当該カタール法人または個人の商業代理店によるサービスの提供は、こうしたマーケティングおよび販売の提供に付随するものでなければならない。

(b) 保険

建設会社が選択できる保険付保の方法は多数ある。また、カタール国内で営業する際にはこうした保険を国内で調達しなければならないことを知っておくべきである。この項では、カタールの保険部門について簡単に説明する。

カタールの保険部門には次の二つの法律が適用される。

- (i) カタール国（本項では「国」と呼ぶ）の法律。すなわち、保険会社および保険代理店の監督・規制に関する 1966 年の緊急命令第 1 号（保険法）。
- (ii) カタール金融センターの規則。すなわち 2005 年法律第 7 号（QFC 法）。

国の法律

国の保険市場には保険法が適用される。保険法は特に以下のことを規定している。

- (i) 第 6 条に基づき、カタールで保険業を営もうとする企業は、商業・貿易省（MBT）の免許を取得しなければならない。カタールの保険会社の最低資本金要件が定められている。また、海外の保険会社についてはルピーで表記されており、既に金額も適切ではなくなっている。
- (ii) 第 4 条に基づき、カタールの保険会社はジョイント・ストック・カンパニーの形態しかとることができない。この資本をカタール国籍者が 100%所有しなければならないという要件はなくなった。
- (iii) 第 20 条は、保険代理店は、資産状態が良好なカタール国籍者または 100%カタール資本の法人でなければならないと定めている。
- (iv) 第 44 条に基づき、カタール国内の有形・無形資産にはカタール国籍の保険会社（カタールで免許を受けた保険会社）による保険しか付保できない。
- (v) 保険法は保険「ブローカー」を認めていない。

1971年、保険法は外国保険会社への新免許発行を禁ずる内容に改正された。この規定により、新しい外国保険会社がカタールで免許を受けることは禁じられた。

外資法第3条は、外国人投資家はカタール国において、特定の状況下において、閣僚会議の承認を受けた場合に限り、保険部門を含めて事業を営むことができる」と定めている。このため、カタール国の保険会社は極めて少数である。2008年法律第23号「湾岸協力会議（GCC）市民によるカタール国での新経済活動の許可」は、市民が国内で「保険サービス」を営むことを認めているが、この法律に基づいて「保険サービス」を提供するGCC保険プロバイダーは存在しないと思われる。従って、こうした活動をGCC市民が営んでよいのかどうかは不明である。

国内の保険部門を規制するための法的枠組みは存在しない。また、国内で営業する保険会社に適用される保険部門特有の営業行為規則も存在しない。現在は商業・貿易省(MBT)が免許を与えた営利企業を監督している。国営保険部門には、カタール民法を含む各種の法令の規定の適用によって軽度の規制が課されている。

最高保健評議会（SCH）は、カタール国における社会健康保険制度（SHIS）導入の詳細を最近初めて明らかにした。この法案は、政府がカタール国籍者の健康保険料を支払い、雇用主が海外駐在員の保険料を負担すると規定している。居住者はSHIS加入を義務付けられる。また、SHISは海外駐在員の居住許可手続きと許可の付与にも関係する。政府は、2014年末または2015年年初までにカタール国の全居住者と入国者に対して保険加入を義務付ける計画である。

カタール金融センター（QFC）

QFCは独自の法律制度を設けている。QFC法第11条（業務活動の免許発行）および18条（ほかの法令との関係）に従い、QFCの免許を持つ法人に対する規制は、カタール国の法律の適用範囲外とされる。第11(3)項は、QFCの免許を持つ法人/QFCの規制を受ける法人がQFCの法律・規則に従ってカタール国で事業を営むことを認めている。

特にQFC内で設立された法人に関して、QFC法は以下のことを定めている。

- (i) 商業・貿易省(MBT)、カタール中央銀行、カタール商業登記所、カタール商工会議所およびドーハ行政区画などは国の免許取得要件を免除される。

- (ii) 国有化または収用の免除が法律によって保証される。
- (iii) QFC 内で設立された法人は 100%外国資本とすることを認められる。
- (iv) 利益を本国に送金し、投資を実行することができる。
- (v) QFC 規則に従って人員を自由に募集し、雇用することができる。
- (vi) QFC 税法に従って設けられた税を除き、課税を免除される。

QFC は行政面で国からかなり独立している。QFC 法の規定の運用効果によって、QFC の免許を受けた法人は、

- (i) ほかの国家機関の免許を別途取得する必要がない。
- (ii) QFC によって規制される事柄を国法が規制する場合、ただし書き、または追加的要件を課されることなく、移民法を除く国法の適用を免除される。移民法の規定は QFC 移民ガイドラインに反映されている。

従って、QFC において設立された法人は、保険法および外資法（特に、ここに定められるカタール人所有要件）の制約を受けることなく、QFC 内で、および QFC を拠点として保険業および保険仲介業を営む権利を有する。

保険業務は「規制対象活動」に区分されるため、QFC 規制庁（QFCRA）の規制を受ける。QFCRA は、QFC 内または QFC を拠点とする保険業務、特に以下の事業者に関する総合的な規制枠組みを定めた規則集を発行した。

- (i) QFC において設立された法人は、カタール国内で保険業務を営む資格を有する。QFCRA が独立の監督機関を務める。
- (ii) QFC からしかるべき承認を与えられた法人は、QFC 規則に従ってカタール国内の小売顧客に保険サービスを提供する資格を有する。
- (iii) 保険仲介人は、規制対象外の保険会社の商品を QFC およびカタール国内の小売顧客に提供することができる。

QFC は在来型保険業務に加え、再保険、自家保険、自家保険の管理も許可している。

(c) 銀行業務

外資法第3条は、「外国人投資家はカタール国において、特定の状況下で、閣僚会議の承認を受けた場合に限り、銀行部門を含めて事業を営むことができる」と定めている。銀行法の規定に基づき、銀行業免許を申請しなければならない。免許はカタール中央銀行(QCB)から発行される。また、業務活動はQCB規則により規制される。7件の銀行業免許がカタールの外資系銀行に付与されている。

保険の場合と同じく、QFC規制機構(QFCA)が銀行に免許を与える。銀行業は規制対象活動である。免許を受けた銀行はQFCRAの規制を受ける。現在、QFCにおける銀行業にリテールバンキングは含まれていない。

3.2.2 外国人による資本／株式資本所有に関する規制

ここでもう一度まとめておく。

- (a) 外国人投資家は（本稿に記載のある分野を除き）国家経済の大部分において、カタール国籍のパートナーとの共同投資が可能である。いずれの企業においてもカタール国籍のパートナーが51%以上を所有しなければならない。
- (b) 外国人投資家は、商業代理店または広い意味での不動産業には投資できない。海外からの銀行業または保険業への投資には閣僚評議会の承認が必要である。
- (c) 閣僚は、農業、工業、医療、教育、観光、天然資源開発、エネルギーまたは鉱業、コンサルタントおよび技術サービス、情報技術、文化、スポーツおよびレクリエーション／エンターテインメント・サービス、ならびに流通サービスといった特定業種の企業を外国人投資家が100%所有することを認める場合があるが、こうした許可は頻繁に与えられるわけではない。

3.2.3 外国人による土地所有に関する規制

カタール国籍以外の法人（本項においては外国企業）および自然人による土地所有は制限されている。不動産の取得および登記に関する制度は、1963年法律第5号および1964年法律第14号に定められている。前者には、不動産の自由保有権を所有できるのはカタール人のみであり、外国人にはその権利が与

えられないとする一般規則が明記されている。後者は、土地所有権を有効化する法律文書の登録制度を定めている。

しかし、長い歴史を持つ石油・ガス市場以外にも経済が多様化しはじめる中で、カタール政府はカタールの不動産市場を海外からの投資に対してある程度開放している。2004年法律第17号（外国人による不動産および住戸の所有権および用益権の規制）（外国人不動産法）の施行を見てもそれは明らかである。

以下に「外国人」財産法の概要をまとめる。

長期賃貸

外資法第5条に基づき、期間50年以下で更新可の長期賃貸を条件とするプロジェクトのため、外国人に不動産を割り当てることができる。

GCC国籍者（自然人および100%GCC資本の企業）が自由保有権を所有できる投資地区

GCC加盟国の国籍者がカタール国内で不動産を所有することを認める法律が2002年に施行された。この制度のもとで、GCC国籍者は3物件まで取得できるが、総取得面積に制限が課される。また、居住を目的する取得を条件とする。

外国人不動産法第2条に基づき、GCC国籍者は、承認された「投資地区」（商業、居住、工業、観光、および教育活動を含む諸活動のために割り当てられた地区）において不動産を所有する権利を有する。2006年内閣決議は、これらの地域を以下のとおり特定している。

- (a) Lusail
- (b) Al Khuraj
- (c) Thaayleb Mountain

これらの地区を運営するのは Qatari Diar Real Estate Investment Company である。また各開発区は、当該指定地区の土地、建物、住戸にかかわる全取引を記載した登録簿を保管し、この件について土地登記局（Land Registration Department）と連絡を取らなければならない。

外国人（自然人および法人）が自由保有権を保有できる指定地区

外国人不動産法第3条に基づき、外国人は以下の指定地区3カ所において、内閣決議が発令した条件に従い、「不動産」（この法律で「土地、建物およびその構造物」と定義されている）を所有することができる。

- (a) The Pearl-Qatar
- (b) West Bay Lagoon
- (c) Al Khor Resort Project

2004 年の内閣決議第 20 号は、以下のとおり定めている。

- (a) 外国人は、特定の指定地区内で土地、建物および住戸を所有する権利、ならびに準抛法に従ってこれらの権利を処分または使用する権利を与えられる。
- (b) 指定地区におけるすべての不動産取引は、所定の様式で各地区所轄の行政官庁への申請によって行わなければならない。
- (c) 行政官庁は、当該指定地区の土地、建物および住戸に関するすべての取引を記載した登録簿を保管し、この件について土地登記局 (Land Registration Department) と連絡を取る義務を負う。

実務的には、登記申請書に記入し、外国人が土地購入を予定する投資地区を担当する行政官庁の承認を受けなければならない。当該行政官庁は、必要な承認に関して土地登記局および司法省との調整を行う。申請が承認されると、行政官庁は権利証書を当該外国人に交付し、記録としてその写しを保管する。我々の経験では、そのような証書が発行されたことはない。

外国人（自然人および法人）が取得できる用益権

外国人不動産法に基づき、外国人は以下の不動産の用益権を取得する権利を有する。

- (a) 第 4 条に基づき、内閣決議によって宣言された場所および条件により、「投資地区」内において、同様の条件で更新可能な 99 年の不動産用益権が付された不動産。2006 年内閣決議第 6 号第 4 条は、以下の 18 地区を明記している。
 - (i) Musheireb (地区番号 13)
 - (ii) Feirj Abdul Aziz (地区番号 14)
 - (iii) New Doha (地区番号 15)
 - (iv) Al Ghanem Al Ateeq (地区番号 16)

- (v) Al Refa + Al-Hatmi Al Ateeq (地区番号 17)
- (vi) Al Slalta (地区番号 18)
- (vii) Bin Mahmoud (地区番号 22)
- (viii) Bin Mahmoud (地区番号 23)
- (ix) Rawdat Al Khail (地区番号 24)
- (x) Al Mansourah + Bin Derham (地区番号 25)
- (xi) Nejmah (地区番号 26)
- (xii) Um Gouleinah (地区番号 27)
- (xiii) Al Khuleifat (地区番号 28)
- (xiv) Al Sad (地区番号 38)
- (xv) Al Murqab Al Jadeed および Al Nasser (地区番号 39)
- (xvi) ドーハ国際空港 (地区番号 48)
- (xvii) Al Qasser、Al Dafna、Anbara (地区番号 60、61、63)
- (xviii) Lucil、Al Kharayej、Jabal Al Tha'aleb (地区番号 69、70)

(b) 第 5 条に基づき、内閣決議によって宣言された条件により、同様の条件で更新可能な 99 年以下の用益権が付された、住宅地区内の 1 または 2 以上の「住戸」。

用益権とは、ほかの者に帰属する不動産を利用し、自らの収益、用役または利益のために使用する権利をいう。不動産用語では、用益権は付与されるものであり、賃貸契約に類する契約によって発生する権利である。しかし、賃貸契約が契約上の権利を発生させるのに対し、用益権は土地に付属するものであるため不動産権である。

外国人不動産法第 6 条に基づき、1964 年の法律第 14 号「カタール登記法」に従って登記されない限り、用益権は発生せず、認定されない。この登記はドーハ行政区画を通じて行われる。

用益権登記手続きは、外国人の土地所有権と類似している。登録は、上記のとおり、18 の外国投資地区の中で外国人に用益権が付与される地区を担当する行政区画内の事務所を通じて有効となる。行政区画は司法省と協力し、用益権

が権利証書に付加された事実が反映されるように、当該物件の権利証書を書き換える。次に行政区画は、所有者の記録のために書き換え済みの権利証書を所有者宛てに、また証明書を申請者宛てに発行する。これらの書類は、用益権者に対して権利および特権を正式に与えるものである。我々の経験から、用益権は登記されている。

さらに、外国人不動産法第 6 条に基づき、以下の場合、用益権は消滅する。

- (a) 期間が満了したとき。
- (b) 土地所有者と用益権所有者が相互に合意したとき。または、
- (c) 当該物件が解体されたとき、もしくは公共の利益のため政府によって収用されたとき。

外国人不動産法第 7 条は、用益権が付された建物の所有者も、当該権利が指定投資地区の住戸または不動産を使用する権利にかかわるものか否かを問わず、当該建物が公共の利益のために政府により収用された場合、または所有者の行為の結果として破壊された場合、用益契約に記載される期間の残期間について、用益権の価値に応じて用益権所有者に補償を与えることを義務付けられると定めている。

住戸の用益権に関しては、外国人不動産法に基づき、以下の条件が定められている。

(a) 用益権者の権利

- (i) 住戸が所在する建物のすべての共通部分および施設を利用できる。
- (ii) 賃貸借契約の付与と同じく、用益権の譲渡により住戸の権利を売却できる。
- (iii) 用益権者の法定相続人に継承権がある。

(b) 用益権者の義務

- (i) 建築目的に沿って住戸を使用する義務がある。
- (ii) 住戸を保全・保守する義務を負う。
- (iii) 用益権終了時に住戸を返却する義務を負う。
- (iv) 当該住戸が所在する物件の所有者理事会のメンバーになる義務を負う。

(v) 法律に従い、当該物件のほかの所有者に適用される規定と同じ規定が適用される。

(c) 所有者の義務

(i) 相反する権利を一切残すことなく、用益権の対象となる住戸を引き渡す義務を負う。

(ii) 用益権者の権利を侵害してはならない。

(iii) 建物のほかの部分を保全・保守する義務を負う。

3.3 海外からの資本投資奨励策

3.3.1 奨励策を利用できる投資奨励対象の部門、ビジネスカテゴリー、プロジェクト地域

繰り返しになるが、外資法は第 2 条において、（管轄官庁の承認のもとに）100%外国資本が認められる特定の部門を指定している。

3.3.2 優遇制度

フリーゾーン

現在のところ、カタールに一般的なフリーゾーンはないが、カタールはこのようなフリーゾーンを設ける法律を制定した。この法律の目的は、指定地区内で通常適用される経済的、法律的制約を緩和することにより、海外からの投資を促進することである。特に 2006 年 1 月 29 日にはフリーゾーン法が発効し、工業、農業、技術、観光その他内閣が決定した分野において投資を促進し、誘致するため、特別に指定された地区にフリーゾーンを創設する権限が閣僚評議会（内閣）に与えられた。

フリーゾーン法第 17 条に基づき、カタール投資フリーゾーン庁（Investment Free Zones Authority）が設立された。フリーゾーン庁は内閣の下に置かれる。フリーゾーン法第 18 条に基づく同庁の目的は以下のとおりである。

(a) 最高の国際基準に従って、指定フリーゾーンの管理・開発を行う。

(b) 科学研究、技術、生産、輸出その他の分野において投資を促進し、誘致する。

2007年の命令第6号は、以下の3カ所のフリーゾーン設置を規定している。いずれのフリーゾーンもまだ建設中である（2013年中に完成の予定）。

- (a) 新ドーハ国際空港：軽工業、法務・財務サービス、ならびに貿易およびエンジニアリング・コンサルタントの活動を含める。
- (b) 工業地区：製造業、ハイテク産業、倉庫業、運輸業の企業の活動を含める。
- (c) Mesaieed 工業都市：プラスチック・メーカーなどの下流産業を含める。

その他の関連法規は以下のとおり。

- (a) 2006年の首長命令第21号（投資フリーゾーン建設プロジェクト運営委員会の設立）
- (b) 決議第46号（科学・技術オアシスのフリーゾーン職員に司法官の権限を付与）
- (c) 2006年の省令第75号（フリーゾーン内不動産および住戸の外国人の用益権に係る手数料を規定）

フリーゾーン法第3条に従い、内閣は、カタールの経済発展に占める重要性に応じて、各フリーゾーンに適用される特権、免除および保証を決定する。フリーゾーン法は、フリーゾーンを拠点とする外国人投資家に対する恩恵を以下のとおり定めている。

- (a) 第4条および第5条に従い、第5条に準拠せずにフリーゾーン内で法人を設立することができる。また、カタール国内に居住するか否かを問わず、外国人投資家のみの所有権に基づいて当該法人を運営することができる。
- (b) フリーゾーン法の要件に準拠する法人は、同法第6条により、カタールで活動するための免許、承認または許可を別途取得する必要がない。
- (c) 第7条に基づき、フリーゾーンは20年間にわたり、あらゆるカタール税法の適用を免除される。内閣の承認決議を条件として、この免除期間をさらに20年間延長することができる。

- (d) 第 8 条に基づき、許可された法人が輸入、保管、製造、生産、開発または加工するすべての工具、機械、輸送手段、デバイス、消耗品、原料、付属品、スペアパーツその他の物品は、フリーゾーンへの輸入時またはカタール国外への輸出時に関税を免除される。
- (e) 第 10 条は、利益および資本の自由な本国送金を認めている。
- (f) 第 11 条は、フリーゾーンで許可を受けた法人に、自社社員を選任・任命する権利を与えている。
- (g) 第 12 条に基づき、許可された法人の資金および活動には、国有化または私的所有権を制限される措置は適用されない。
- (h) 第 13 条は、フリーゾーンで許可された法人が、自社の製品およびサービスの価格を決定することを認めている。

カタール金融センター (QFC)

上述とおり、QFC 内で活動する企業は QFC 規制機構 (QFCA) の免許を取得しなければならない。また、金融サービスを行おうとする企業も、同様に QFCRA の許可が必要である。企業はさらに、法人設立または QFC 会社登記局への登記により、合法的存在を確立する必要がある。QFC を拠点として QFCRA のしかるべき許可を得て行うことができる金融サービスには、あらゆる種類のバンキング、保険、アセットマネジメント、財務顧問サービス、証券およびデリバティブ取引、ならびにイスラム金融が含まれる。

カタール科学技術パーク (QSTP)

2005 年の法律第 36 号に基づき、QSTP が特別フリーゾーンの位置付けで設立された。科学開発のための研究・商業センターとして海外からの投資を誘致するとともに、カタールおよび海外のパートナーのために知的財産を地域で発展させることが QSTP の目的である。

QSTP 内で会社を設立するためには、主な事業活動が技術の進歩に関係していなければならない。これは、ビジネスパークとしての機能を提供するのではなく、カタール国内において研究と商業化を活発化させるという QSTP の主目的を反映している。

企業が QSTP で土地や建物を購入することはできないが、複数の者が使用する建物において最長 15 年間にわたって物件を賃借することができる。また、単一の者が使用する建物は、リースバック契約により 15 年以上の期間にわた

って賃借することができる。また、QSTP に自社の建物の設計および建設を委託することができる。

さらに、QSTP の認可を受けた法人は以下の権利を有する。

- (a) 永久的に税法上の債務の免除を受ける権利（常時免税の地位）。
- (b) 賃料、電話料金、サービス料などの事業活動にかかわる料金を除き、一切の手数料を支払わずに QSTP ゾーンで登記する権利。

2011 年の経済財務相決定第 16 号によって QSTP の関税部門が設立された。

3.4 税制

3.4.1 法人税

税法（2009 年法律第 21 号）は、2010 年 1 月 1 日に発効する新税制を導入した。外国人受益者に帰属する利益は 10%の定率で課税されるようになった。新税制はさらに初めて源泉徴収課税を導入した。カタール国籍者およびカタールにおいて登記する法人は、外国人サービスプロバイダーがカタールに定住地を有することを立証できない場合、提供されたサービスに応じて当該サービスプロバイダーへの支払いの 5%または 7%を源泉徴収する。

3.4.2 その他の税

税法は、一定の条件が適用される特定のプロジェクトについて免税の仕組みを定めている。

プロジェクトの免税申請は、経済財務省傘下の委員会が審査する。

経済財務相のみの承認の場合、免税期間は 3 年間、閣僚評議会の承認が得られた場合は 6 年間である。

現在のところ、カタールで支給される給与・賃金から差し引かれる個人所得税、社会保険料その他の法定控除はない。

QFCA により認可された法人には、QFC 税法の規定に基づき 10%の定率税が課税される。フリーゾーンおよびカタール科学技術パーク（QSTP）の法人は免税である。

3.4.3 二国間課税協定

二国間課税協定は別紙 2 に列挙した。日本との間で二国間協定が結ばれていることを確認している。

3.5 外国人の雇用および在住許可に関する規制。現地人員の雇用。

(a) 関連する法令

2004 年法律第 14 号 労働法 (Labour Law)

2009 年法律第 4 号 移民法 (Immigration Law)

(b) 所轄官庁

労働省 (Ministry of Labour)

P.O. Box 36 Doha, Qatar

電話: +974 44841111

ファクシミリ: +974 44841000

電子メール: customerservice@mol.gov.qa

ウェブサイト: www.mol.gov.qa

内務省 (Ministry of Interior)

PO Box 2423 Doha, Qatar

電話: +974 443 30000

ファクシミリ: 974 4449228

電子メール: info@moi.gov.qa

ウェブサイト: www.moi.gov.qa

3.5.1 外国人労働者（経営陣を含む）の雇用に関する規制

(a) 到着時発行ビザ、観光ビザまたはビジットビザ

現在、以下の 33 カ国の国籍者は、ドーハ国際空港で手数料を納付すると発行される「到着時発行ビザ」でカタールに入国できる。

アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルネイ、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マレーシア、モナコ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、シンガポール、韓国、スイス、オランダ、米国、英国、バチカン市国。

GCC 国籍者と所定の GCC 居住許可取得者は、それだけで入国可能である。

上記の国以外の市民は、カタールにあるホテル（カタール滞在中はそのホテルに留まらなければならない）を通じて観光ビザを手配するか、または自分の法域を担当するカタール大使館を通じてビジットビザを手配しなければならない。

(b) 商用ビザ

毎回カタールに入国する前に商用ビザを申請しなければならない。100%カタール資本の法人、カタール政府と連携して活動する外国企業など、カタールで商用ビザ発行を認められるカタールの法人は、商用ビザを発行できる。また、申請者の法域を担当するカタール大使館が商用ビザを発行してもよい。

(c) 労働許可

労働許可は、カタールで雇用を管轄する省庁（カタール労働省労働局、カタール内務省移民局が国内の移住と保証人を管轄）に登録している自然人または法人のみに適用される。

雇用と移住または保証人は相互に関係している。移民カードの発行を受けたカタール法人は労働局に登録し、当該法人のみに勤務する者をカタールに入国させるために一括ビザ配布申請を提出することができる。カタールの法律では個人は保証人をつけなければならない。また、同じ個人または法人に雇用されなければならない。カタール国籍者も自分のもとで働く労働者の保証人になることができる。一括ビザ配布申請には、カタール国籍の法人または自然人が雇用しようとする労働者の性別、国籍および役職を記載しなければならない。労働局は配布申請をケースバイケースで審査し、時には却下することもある。現在、特定の国籍者と役職に関しては承認取得が困難な状況である。一括ビザ配布が労働局によって承認された後、各労働者が労働許可の発行を受けるためには、

パスポートの写しと正式な卒業証明書を移民局に提出しなければならない。次に雇用主は従業員の居住申請を速やかに行わなければならない。

3.5.2 在住許可

- (a) カタール国内で就労および居住を希望する者は在住許可を申請しなければならない。在住許可を申請する前に、労働許可の発行を既に受けていなければならない。申請を行うのは雇用主の保証人でなければならない。初回は1年間、その後は2年間の在住許可が発行される。
- (b) カタールにおいては裁量により二重居住が認められるが、時に許可の取得が難しい場合がある。保証人となる両法人が同じ名称であり、かつ両社において本人が幹部職に就いていなければならない。
- (c) 本人が有効なカタールの在住許可を所持している場合、その者は配偶者および扶養家族の保証人になることができる。居住者は、本人が居住に足る十分な資金を保持し、正式に雇用されていることを移民当局に証明しなければならない。

3.5.3 現地人雇用義務

「カタール化」と呼ばれる、国籍者雇用を奨励するための法規が施行されていることを指摘しておかなければならない。金融業を含む特定の部門には、カタール国籍者を雇用するための割当要件が課されている。また、一部の団体（Qatar Foundation など）は独自の割当を課しているが、その他は労働局が申請ごとに新規一括ビザ申請を審査する。労働法第26条は、各労働部門における外国人とカタール人の労働者の比率は省令によって定めると規定している。カタール閣僚評議会決議 No. 11/1997 は「カタール化」について言及し、民間部門を含む経済の全部門で労働力の20%以上をカタール国籍者が占めなければならないと定めている。現在のところ、カタール閣僚評議会の決議が定める目標に従っている企業は数えるほどである。カタール政府は最近、金融部門およびカタール証券取引所の上場企業との間でこの決議案を徹底させるための話し合いを行っていることを明らかにした。

3.6 知的財産権保護

3.6.1 関連する法令

これまで、カタールでは知的財産権がほかの法域と比べて十分に保護されていなかったが、2002年に商標法および著作権法が施行された。また、2005年には意匠法、2006年には特許法が施行された。

3.6.2 上記の法律の概要

商標法（2002年法律第9号）

商標は商標局（Trademark Office）で登録でき、申請日から10年間有効である。登録は更新可能である。また、商標が5年間連続して使用されなかった場合は取り消すこともできる。

物品およびサービスの国際区分を使用する場合は、各区分について別途申請を行わなければならない。母国がカタールに互惠待遇を与えている場合は、外国人もカタール人と同じ権利を与えられる。

著作権法（2002年法律第7号）

カタールの著作権法は、その内容の選択および配列が創造的であるコンピュータプログラムおよびデータベースを含む著作および芸術作品の原作を保護している。

保護を受けるためには、その著作をカタール著作権局（Qatar Copyright Office）に登録する。保護は著作者の生存中および死後50年間にわたって継続する。

特に、著作が最初にカタールで発表されたか、または別の国で発表された後、最初の発表日から30日以内にカタールでも発表された外国人、および国際協定で保護されている作品には保護が適用される。

意匠権法（2005年法律第6号）

創意に富む設計または工業モデルは、商標法に基づき登録することができる。保護の期間は10年間である。

特許条例（2006年法律第30号）

原則として、発明および海外の特許はカタール特許局（Qatar Patent Office）で登録することができるが、この機関は現在活動していない。保護の期間は20年間である。サウジアラビアのリヤドの特許局に申請すると、GCCの特許を取得できる。

3.7 外国法人の設立手続きおよび必要書類

3.7.1 内国法人の場合

海外直接投資／仕組み

カタールで事業を営む自然人および法人が事業を行うためには、商業会社法（Commercial Companies Law）（2002年法律第5号およびその改正規定）に従って当該法的組織体を登記しなければならない。その自然人または法人がカタール国籍でない場合には、外資法の規定が適用される。

注記：代理人法（Proxy Law）は、外国人投資家がカタールの法令（外資法、税法など）に反し、カタールで事業を営まないようにすることを目的としている。これまで、カタール企業は自社の一部門を登記し、その部門を最終的に外国人が所有しているようなかたちで外国人に運営させる方法をとってきた。2000年に外資法が施行されると、こうした取り決めは違法になった。このような取決めを結んだ当事者は、代理人法違反という刑事犯罪を犯したとみなされる恐れがある。

カタールにおいて外国人投資家に最も適した事業体は、以下のとおりである。

(a) 代表事務所

カタール代表事務所は、事実上、マーケティングのためのプラットフォームまたは「ショーウィンドー」であり、カタールにおいて外国企業の宣伝を行い、カタールの企業およびプロジェクトに紹介するためのみに使用できる。外国の事業体が運営する事業は、実質的にカタール国外で行うか、または商業・貿易省(MBT)に登録し、カタール国内での事業を認められた会社もしくは支店が行うかたちにしなければならない。

(b) 支店

外国企業がカタール国内で特定の契約を履行する場合には、支店を登録することができる。支店は、一般賠償責任の面で、海外で設立された親会社と法律的に区別がつかないため、カタール国籍の株主がいなければならないとする要件は設けられていない。契約の内容は公共サービスまたは公益事業の実績を高めるものでなければならない。現在、商業・貿易省(MBT)は、政府または準政府機関と契約を結んでいることが条件と解釈している。支店の承認は、閣僚の裁量により与えられる。

支店は、登録された特定の契約を履行する資格しか与えられない。また、登録は契約期間中のみ与えられる。従って、規定の保守期間が契約期間に含まれるようにすることが重要である。特別免税が与えられていない限り、支店にはカタールの法人税が課税される。

(c) 有限責任会社 (LLC)

LLC は 2 人以上、50 人以下の社員で構成される。いくつかの重要な例外を除き、責任の上限は会社への出資額である。LLC の株式は自由に譲渡できない。最低出資金は 20 万カタールリヤルで、商業・貿易省(MBT) の例外適用が取得できない限り、カタール資本が 51%以上でなければならない。出資者の利潤持分は必ずしも出資比率を反映しなくてよい。たとえば、MBT は現在、外国人パートナーが配当可能利益の最大 97%を受け取るとする定款を認めている。ただし、その結果として損失の 97%についても責任を負うことになる。LLC の場合、累積準備金が資本金の 50%に達するまで、各会計年度の純利益の 10%を LLC 内に留保しなければならない。LLC は公募で資本を調達できない。また、譲渡可能株式や社債を自由に発行できない。株式は、ほかの株主が先買権を放棄した場合を除き、先買権行使によってほかの株主に優先的に譲渡した後でなければ譲渡できない。

(d) 一人会社 (SPC)

SPC とは、1 人が会社の資本をすべて所有する会社である。最低資本金は 20 万カタールリヤルである。会社は、特に株式資本および活動について定めた定款を必要とする。SPC は株主によって運営され、この株主が、取引にあたって会社を代表する者として 1 人または 2 人以上のマネージャーを指名する。一人会社には LLC に関する法令の規定が適用されるが、これらの規定が SPC に関する具体的規定と矛盾する場合は適用外とされる。外資法の規定に基づき例外適用が認められた結果、外国人が単一の株主となった場合、株式資本要件が最低金額 (500 万カタールリヤル) をかなり上回る場合がある。

(e) 第 68 条会社 (Article 68 Company)

第 68 条会社は、投資家 (外国人でもよい) と政府または企業との間に設立され、政府がその株式資本の株式を保有する。第 68 条会社における外国人投資家の持株は交渉によって決まるが、閣僚評議会の承認があれば 51%を超えることができる。企業構造は「政府参加のカタール国籍

株式会社」であり、外資法 (Foreign Investment Law) は適用されない。商業会社法 (Commercial Companies Law) はある程度適用される。

(f) リミテッド・シェア・パートナーシップ・カンパニー

リミテッド・シェア・パートナーシップ・カンパニーは、会社の負債に対して自身の財産の範囲で個人的に責任を負う 1 人以上のジョイント・パートナーで構成されるジョイント・パートナー、および責任が出資金の範囲に限定される 4 人 (4 社) 以上のシェアホールディング・パートナーで構成されるトラスティ・パートナーによって設立される。ジョイント・パートナーは自然人でなければならない。トラスティ・パートナーは、第三者にかかわる会社の業務の処理に関与できない。最低資本金は 100 万カタールリヤルで、これを等価株式に分割する。株式は譲渡可能だが分割できない。資本金は設立時に払い込まれる。

(g) シンプル・パートナーシップ・カンパニー

シンプル・パートナーシップ・カンパニーは、会社の債務に対して個人および連帯で責任を負う 2 人以上のパートナーにより設立される会社である。パートナーは自然人でなければならない。また「商人」の資格を有さなければならない。シンプル・パートナーシップ・カンパニーの持分または株式を流通証券によって表すことはできない。シンプル・パートナーシップ・カンパニーは基本定款を持たなければならない。また社名は、パートナー全員の名前を入れた社名、または 1 人のパートナーの名前の後に「アンド・パートナーズ (And Partners)」を付した社名でなければならない。シンプル・パートナーシップ・カンパニーは取引名を持つことができるが、シンプル・パートナーシップであることを明確に示さなければならない。

(h) ジョイント・パートナーシップ・カンパニー

ジョイント・パートナーシップ・カンパニーは、会社の業務を処理し、会社に対して連帯して個人的に責任を負うジョイント・パートナーと、会社に出資するだけで、自分の出資額の範囲で責任を負うトラスティ・パートナーという 2 種類のパートナーで構成される会社である。会社のジョイント・パートナーは自然人でなければならない。また、トラスティ・パートナーは会社の経営陣に参加してはならない。

(i) ジョイントベンチャー・カンパニー

ジョイントベンチャー・カンパニーは2人以上で構成される非法人の会社である。ジョイントベンチャー・カンパニーは独立の法人格を有さず、第三者はジョイントベンチャー自体ではなく、ジョイントベンチャー・パートナーに対して請求を行うことしかできない。ただし、当該ジョイントベンチャー・パートナーが、あたかも独立の法人の存在を示唆するように行動した場合は除く。ジョイントベンチャー・カンパニーには基本定款がある。また、外国人パートナーに認められる活動の制限が引き続き適用される。

(j) 持株会社

持株会社は、子会社の株式または資本の51%以上を保有することにより、1社以上の子会社を財務的または経営的に支配する株式会社、有限責任会社、または一人会社の形態をとることができる。最低資本金は1,000万カタールリヤル以上で、社名に「ホールディング・カンパニー (Holding Company)」を付けなければならない。持株会社には、株式会社、有限責任会社または一人会社に関する規定が適宜適用される。

(k) パブリック・シェアホールディング・カンパニー

パブリック・シェアホールディング・カンパニーは、資本が等価の株式に分割され、その株式が譲渡不能の会社である。株主は会社に対して個人的に責任を負わず、その責任の範囲は購入した記名割当株の金額に限定される。社名の後ろに「カタール・パブリック・シェアホールディング・カンパニー (Qatari Public Shareholding Company)」をつけなければならない。また株主は5人以上であること。パブリック・シェアホールディング・カンパニーの存続は有期で定款にその旨が記載される。また、最低資本金は4,000万カタールリヤル、1株の額面は10カタールリヤル以上である。外国資本は25%に制限される。

(l) プライベート・シェアホールディング・カンパニー

プライベート・シェアホールディング・カンパニーは、株式所有者が5人以上で、株式を公募できない会社である。資本金は200万カタールリヤル以上で、パブリック・シェアホールディング・カンパニーに関する法律の規定が、プライベート・シェアホールディング・カンパニーにも適用されるが、公募および株式譲渡に関する規定は適用されない。

現地法人の設立

カタールに投資する外国人投資家に最も適したカタール法人（代表事務所、支店、LLC、一人会社（SPC））を登録するための手続きをここで検討する。

代表事務所

（第一段階）

以下の書類を商業・貿易省(MBT)に提出しなければならない。

- (a) 会社の設立地で発行された、代表事務所を登録する法人の登記事項証明書。
- (b) 上記法人の取引活動が記載された基本定款および通常定款の写し。
- (c) 会社設立地のしかるべき政府機関が発行した法人存続証明書で、当該法人が10年以上前に設立されたことを証明するもの。
- (d) 当該法人からジェネラルマネージャーに宛てた委任状で、当該ジェネラルマネージャーに代表事務所の代表権を与える内容のもの。
- (e) カタールにおける代表事務所の設立を承認する当該法人の取締役会決議書。
- (f) 当該法人がカタールの商務代表事務所に対して責任を負う旨を確約する確認書。

書類は、カタールにおいて使用できるように、作成国において公証人の認証を受け、公認され、真正であることが証明されたものでなければならない。

（第二段階）

閣僚の承認後にカタール商工会議所が商務代表事務所を登録し、英語とアラビア語で承認を確認する証明書を発行する。

（第三段階）

カタール商工会議所の証明書を提出すると、商業・貿易省(MBT)が商務代表事務所の商業登録書を発行する。

（第四段階）

会社が設立され、商業登記（CR）が発行されると、会社運営を目的として、会社のジェネラルマネージャー（または取締役）に資本金が開放される。以下の免許も併せて取得しなければならない。

- (a) 管轄のカタール地方自治体が発行する商業免許（Trade Licence）および標識掲示免許（Signage Licence）が必要である（会社事業所の賃貸借契約書が特に必要である）。
- (b) 移民局（Immigration Department）が発行した雇用主の移民局身分証明カード（Immigration Department Identity Card）

支店

支店を登録し、商業登記（CR）を取得するには、以下の手順が必要である。

（第一段階）

支店を登録するには閣僚の許可を取得する。必要な書類は以下のとおりである。

- (a) 公証人の認証を受け、公認され、真正であることが証明された非カタール企業の設立文書の写し
- (b) 公証人の認証を受け、公認され、真正であることが証明された、非カタール企業からジェネラルマネージャー宛ての委任状
- (c) 支店登録の根拠となる契約書の写し

（第二段階）

支店登録申請書を作成して商業・貿易省(MBT)、商務局（Commercial Affairs Department）に提出し、商業登記（CR）を取得する。

（第三段階）

カタール商工会議所の会員として支店登録申請書を作成・提出して加盟証明書を取得する。

（第四段階）

支店が登録され商業登記（CR）が発行されたら、以下の免許も併せて取得しなければならない。

- (a) カタールの地方自治体が発行する商業免許 (Trade Licence) および標識掲示免許 (Signage Licence) が必要である (会社事務所の賃貸借契約書が特に必要である)。
- (b) 移民局が発行した雇用主の移民局身分証明カード (Immigration Department Identity Card)

LLC

会社を設立し、商業登記 (CR) を取得するためには、以下の手続きが必要である。

(第一段階)

商業・貿易省(MBT)から定款の承認を受けなければならない。MBT は、申請者が先に会社の社名について承認を受けることを義務付けている。これはオンラインで手続きできる。アラビア語の社名の手数料は 500 カタールリヤル、アラビア語以外の社名の手数料は 1,000 カタールリヤルである。

(第二段階)

商業・貿易省(MBT)の商業会社検査局 (Commercial Companies Inspection Department) に定款を提出して審査を受ける。承認されると、会社の資金を銀行に預金するための「銀行証明書」が MBT から発行される。この手続きには約 1 日かかる。手数料は 1,500 カタールリヤルである。

(第三段階)

最低資本金 20 万カタールリヤルで銀行口座を開設し、資本金を全額送金した段階で銀行証明書を取得する。この手続きには約 1 日かかる。手数料は無料。

(第四段階)

会社の通常定款を作成し、条件が決定された段階で商業・貿易省(MBT)の指定用紙に印刷する。MBT に出向いて定款の事前承認を取得し、MBT での定款署名を手配する。通常定款はアラビア語で法務省 (Ministry of Justice) の標準書式に従って作成しなければならない。この手続きには約 1 日かかる。株主が 2 人までの場合は 24 カタールリヤル、3 人目からは 1 人につき 9 カタールリヤルの手数料が加算される。

(第五段階)

商業・貿易省(MBT)から商業登記(CR)を取得し、カタール商工会議所に登録する。カタール商工会議所への登録にあたっては、以下の書類を提出する必要がある。

- (a) カタール商工会議所申請書（指名されたマネージャーおよび会社代表が署名したもの）
- (b) 商工会議所が承認した署名届出書
- (c) 承認済み通常定款原案
- (d) 通常定款の原本
- (e) 承認済み署名者 ID カードの写し

商業登記には、以下の書類が必要である。

- (a) 基本定款の写し
- (b) 基本定款審査のために納付した手数料の受領証の写し
- (c) カタールの公認銀行に資本金を預金したことを証する証明書の写し
- (d) パートナーの ID の認証済み写し
- (e) 商業登記所が発行する登録申請書
- (f) 公証人の認証を受け、公認され、真正であることが証明された非カタール企業の設立文書の写し
- (g) 公証人の認証を受け、公認され、真正であることが証明された株主総会または取締役会（適宜）の議事録および非カタール企業がカタールにおける法人の代表に宛てた委任状

商業登記所（Commercial Registry）への会社の登記にかかる手数料は当該会社の活動範囲によって異なるが、5,000 カタールリヤル前後である。カタール商工会議所の登録手数料は約 2,000 カタールリヤルだが、会社の資本金によって異なる。

（第六段階）

地方自治体から商業免許（Trade Licence）および標識掲示免許（Signage Licence）を取得する。

商業免許取得に必要な書類は、以下のとおりである。

- (a) 商業登記 (CR)
- (b) 会社が拠点とする土地・施設の賃貸借契約書および当該土地・施設の写真
- (c) 証書の写し

当初 2 年間の商業免許手数料は 2 万 20 カタールリヤル、3 年目以降は年 1 万カタールリヤル。

標識掲示免許 (Signage Licence) 取得に必要な書類は、以下のとおりである。

- (a) 施設のドアに掲げるロゴのスケッチ (サイズ、ならびにアラビア語および英語の社名を含む)
- (b) 施設外観の写真

標識掲示免許発行手数料は 1 平方メートル当たり約 50 カタールリヤルである。

(第七段階)

納税者登録を行い、納税者番号 (Tax Identification Number) を取得する。経済財務省税務局 (Tax Department at the Ministry of Economy & Finance) で会社を登録するための要件は、以下のとおりである。

- (a) 通常定款
- (b) パートナーおよび創立者の ID カード
- (c) 会社の商業登記 (CR)
- (d) 移民カードおよび商業免許 (Trade Licence)
- (e) 会社事務所に関する電力・水庁 (Kharamaa) の会社登録番号がわかる証明書
- (f) 会社の監査役指名を証する証明書

この手続きには約 1 日かかる。手数料は課されない。

(第八段階)

社印を取得する。この手続きには約 5 日かかる。手数料は 150 カタールリヤルである。

一人会社 (SPC)

- (a) 商業・貿易省(MBT)に口頭で確認したところによれば、会社の最低資本金が商業会社法 (Commercial Companies Law) の定める通常の 20 万カタールリヤルではなく 500 万カタールリヤルの場合は優先的に取り扱われる。
- (b) ただし、申請者がこれより小額の申請を提出してはいけないというわけではない。
- (c) 申請と同時に以下の書類を提出しなければならない。これらの書類はアラビア語に翻訳しなければならない。
 - (i) 申請会社／グループの情報：社史、規模、従業員数、事業部門、子会社、組織構造。
 - (ii) 実際の所有者(例:特に実質的所有者およびその詳細)、カタールにおけるフィージビリティスタディまたはビジネス戦略 (以下の 1 項目以上を記載する)。

- (a) カタール人の採用
- (b) カタール人のトレーニング、および (または)
- (c) 当該企業がカタールに持ち込もうとする新技術
- (d) 提出後、申請者／所有者本人によるプレゼンテーションを求められる。
- (e) プレゼンテーション終了後、当該企業の登録の可否について商業・貿易省(MBT)が決定を下す。
- (f) 申請が通った場合、単一の株主しかいないという点に関係する一部の例外を除き、登録手続きは上記の LLC の場合と同じである。

商業代理

多数の日本国籍の自然人および法人がカタール国内で法人登記をしないことから、我々は完全を期すため、代理店契約に商業代理法 (Commercial Agency Law) の規定が適用されるためには、当事者間において正しい形式で契約が結ばれ、商業・貿易省(MBT)の商業代理登録簿に登録されている必要があることを確認した。この契約書には、商業代理が専属である旨が記載されていなければ

ばならない。報酬は手数料のかたちで支払わなければならない。また、商業代理は100%カタール資本でなければならない。代理店契約または販売店契約の締結を検討する者は、法律的助言を仰ぐことをお勧めする。

3.7.2 FZに帰属する、またはこれに類する立場の法人

フリーゾーン法人の設立

フリーゾーン法第4条および第5条に基づき、フリーゾーン内での会社設立は、現地の保証人またはサービス代理人なしで手続きが行われる。また、100%外国資本とすることも可能である。

カタール金融センター (QFC)

QFC内の会社設立手続きは国の登録プロセスより透明性が高いが、我々の経験によれば、特に規制対象活動を行う場合、手続きに時間がかかる。申請時に提出する書式はQFCのウェブサイトに掲載されている (<http://www.qfcra.com/en-us/HowToApply/Pages/FormsandFees.aspx>)。

書類はすべて英語で記載するか、英語翻訳版を添えなければならない。書類は、公証人の認証、公認、真正であることの証明がなくてもよい。

規制対象活動を行うための免許を申請する企業は、許可の付与に関する会社の適格性をQFCRAが判断するために必要な情報を提供しなければならない。これは、QFCとの「戦略的適合」の確認を得ることが目的である。申請企業は、当該企業が行おうとする規制対象活動に関して十分な財源、整備されたシステム、適切なコンプライアンスの取決め、有効な内部統制が確保されていることをQFCRAに納得させる必要がある。QFCRAの許可とQFCAの免許の両方を1回の申請で済ませることができる。

QFCRAは、所定の「管理職」に就く者を指名するよう申請企業に要求する。この担当者はQFCRAの承認を受けなければならない。当該企業は少なくとも以下の職務を行う者を指名しなければならない。シニアエグゼクティブ職、コンプライアンス監督職、財務職、マネーロンダリング報告職。1人が二つ以上の職務を行うことも可能だが、QFCRAは通常、2人以上が関与することを要求する。

申請企業は、QFCRAが記入済み申請用紙を受領してから5就業日以内に、申請完了通知を受け取る。QFCRAとQFCAに提供された情報の適切性と申請者が希望する事業の複雑性によって処理にかかる期間は異なるが、QFCRAは、

受理から 3 カ月以内に免許企業と許可企業の両方について全申請を処理することを目指している。

カタール科学技術パーク (QSTP)

QSTP の投資家／申請者は、支店または有限責任会社でなければならない。また、最初の免許申請について QSTP マネジメントから承認を得ていなければならない。合格した申請者には免許が発行される。これらの申請者は、エグゼクティブ・マネジメントから与えられる恩典を受けることができる。

状況によって、QSTP マネジメントは恩典の一部またはすべてを付与または却下し、限定免許を発行することがある。こうした限定免許に適用される恩典は免許に明記される。

QSTP 規則に従い、サービス免許取得者には QSTP マネジメントからサービス免許が発行される。サービス免許取得者は、規則のもとで免許取得者に与えられる恩典を受ける権利を有さない。

限定免許取得者とサービス免許取得者は、限定免許またはサービス免許を取得するための前提条件として、有限責任会社を設立する必要も、支店として登録する必要もない。

支店

支店を登録するために必要な書類は、以下のとおりである。

- (a) 本社の通常定款
- (b) 公証人の認証を受けた本社設立文書の写し
- (c) カタール科学技術パーク (QSTP) マネジメントから要求された場合、過去 2 年間の本社の監査済み財務諸表の写し
- (d) QSTP に支店を設立する件に関する本社取締役会の決議書の写し
- (e) 本社が支店首席代表に宛てた委任状
- (f) 銀行に代わって署名を行う権限を与えられた者の指名、権能／役職および国籍のリスト、ならびにその権限を裏付ける身元証明書
- (g) ジェネラルマネージャーに宛てた委任状

支店登録に関して QSTP マネジメントに提出されるすべての書類は英語またはアラビア語でなければならない。

有限責任会社

設立申請書に以下の書類を添付しなければならない。

- (a) 会社の通常定款
- (b) 公証人の認証を受けた本社設立文書の写し
- (c) カタール科学技術パーク (QSTP) マネジメントの書式によって定められた会社設立手数料の納付書
- (d) 株主の株式持分の詳細
- (e) 株式の全額払込の確認
- (f) 公認銀行における株式払込預金の確認
- (g) 会社の株式現物受領を示す書類

マネージャーまたは取締役会が、QSTP マネジメントから最初の申請の承認を受けた後で、QSTP マネジメントに会社設立を申請する。

限定免許およびサービス免許

初回申請には、以下の書類を添えなければならない。

- (a) 公証人の認証を受けた、限定免許取得者またはサービス免許取得者候補の設立書類の写し
- (b) カタール科学技術パーク (QSTP) マネジメントから要求された場合は、過去 2 年間の監査済み財務諸表の写し
- (c) QSTP における活動開始およびリーススペースに関する取締役会決議書の写し
- (d) QSTP マネジメントが適時要求するその他の書類
- (e) QSTP マネジメントが適時定める手数料

すべての提出書類は英語またはアラビア語でなければならない。

法人設立

免許、限定免許またはサービス免許を申請するためには、以下の手続きが必要である。

(第一段階)

適切な免許の区分を選択する。

- (a) 免許 — 標準的なカタール科学技術パーク (QSTP) 入居者を対象とする。事業者は規則の別紙 A に定められる有限責任会社、または規則に基づいて登録された外国企業の支店でなければならない。フリーゾーンのすべての恩典が適用される。
- (b) 限定免許 — 組織構造がカテゴリー(a) の資格を満たさない組織。QSTP マネジメントの承認を受けなければならない。QSTP マネジメントが定める特定のフリーゾーン恩典を受けることができる。
- (c) サービス免許 — QSTP 入居者のサービスプロバイダーを対象とする。QSTP マネジメントの承認を受けなければならないが、フリーゾーンの恩典は受けられない。

(第二段階)

初回免許申請をカタール科学技術パーク (QSTP) マネジメントに提出する。

(第三段階)

初回申請が承認された段階で、有限責任会社または支店設立の申請を提出する。

(第四段階)

会社設立申請がカタール科学技術パーク (QSTP) マネジメントによって承認されると、QSTP マネジメントは設立証明書を発行し、当該企業を会社リストに加える。QSTP マネジメントが支店登録を承認したときは、登録証明書を発行し、当該支店を支店リストに加える。

(第五段階)

免許、限定免許またはサービス免許の申請を提出する。

(第六段階)

申請が承認されると、カタール科学技術パーク (QSTP) マネジメントは免許、限定免許またはサービス免許を登録簿に加える。

(第七段階)

免許、限定免許またはサービス免許を付与された企業はカタール科学技術パーク (QSTP) マネジメントとリース契約を締結する。

3.8 財務および会計について

3.8.1 財務

カタール中央銀行 (QCB)

バンキング部門は QCB の管轄である。1993 年に設立された QCB は、旧カタール通貨庁 (Monetary Agency) の職務を継承した。QCB は、銀行法に基づいて権限を与えられ、監督業務を行っている。QCB は、すべての銀行、金融会社および投資会社に適用される国際基準を作成した。

カタールのバンキング部門は、現地銀行と外国銀行の両方で成り立っている。カタールで免許を持つ銀行は 18 行。うち 11 はカタールの銀行で、4 行がイスラム銀行 (Qatar Islamic Bank、Qatar International Islamic Bank、Masraf Al Rayan、Barwa Bank)、7 行が商業銀行 (Qatar National Bank、Commercial Bank of Qatar、Doha Bank、Ahli Bank、International Bank of Qatar、Qatar Development Bank、Al Khaliji Bank) である。

現地銀行および外国銀行に適用されるカタールの規則は同一である。新設銀行の新免許は QCB への申請によって入手できる。

また、カタールには 20 の両替商、3 社の投資会社、3 社の金融会社がある。

カタールでは資本の流れに制限は加えられていない。QCB は、安定した経済成長とバンキング部門を維持するため、保守的な政策を固守している。ローンは市場条件に従って提供される。外国企業は基本的に現地企業と同じ扱いを受ける。

Qatar National Bank (QNB)

QNB は 50% 国営の、カタール国内で最大の銀行である。2011 年 9 月の時点で、QNB の総資産はカタールの全銀行 (国内銀行) 合計の 45%、資本金は

37%に相当する。2010年9月から2011年にかけて総資産は854億カタールリヤル（43.9%）増加し、2,801億カタールリヤルに達した。

ほぼすべての輸入取引は、現地の銀行と輸出国の相手銀行が処理する標準的な信用状で管理される。標準的な国際銀行取引の枠組みの中で、国内投資家と外国人投資家に信用枠が与えられる。一般に外国人投資家は、現地の保証人／現地のエクイティ・パートナーによる保証を求められる。

カタール中央銀行（QCB）ガイドラインに基づき、カタール国内で営業する銀行は、融資業務においてカタール国籍者と公共開発プロジェクトを優先する。さらに、銀行の資本金および準備金の20%を超える信用枠を、銀行が単一の顧客に与えることはできない。また、QCBは、実際に市場で自由に取引される株式を減少させるような、銀行とほかの事業体の株式持ち合いや安定株主の取決めを認めていない。QCBは、信用比率を最大90%で維持するよう銀行に義務付けている。

カタール証券取引所（QE）

1995年に設立されたQEは、1997年にドーハ証券取引市場（DSM）として正式に活動を開始した。その後QEは発展し、GCC地域有数の証券取引市場になった。

Qatar Holding（Qatar Investment Authorityの戦略的直接投資部門）とNYSE Euronext（世界最大の証券取引グループ）は、DSMを世界クラスの市場として育てる大規模な戦略パートナーシップを形成するための契約を2009年6月に締結した。契約締結時にDSMはQEと改称された。

QEの上場企業は42社。株式の外国人保有比率は通常11%前後で推移しているが、ほとんどはGCC国籍者または現地の海外駐在員の持株である。ミューチュアル・ファンド法（2002年法律第25号）は、海外駐在員が株式市場に間接的に投資することを認めている。QEでは、社債、ファンド、財務省証券の取引も行われる。

外国人投資家とGCC国籍者は、全QE上場企業の株式の25%しか保有できない。外国人投資家は一般に新規株式公開（IPO）への参加を認められていないが、主にほかのGCC国籍者に対して、時にケースバイケースで例外が適用される。こうした株式の外国人保有比率の制限に関する規則は、内閣の承認によって適用されない場合がある。

3.8.2 会計監査

2004 年法律第 30 号（会計記録管理に関する規則）により商業・貿易省(MBT) に委員会が設けられた。この委員会は、監査法人設立申請を審査し、法人および自然人に開業免許を発行するという任務を与えられている。

カタールでは、政府が会計・監査の専門家を規制する。専門の会計事務所には、公認会計士や監査人に免許を発行したり、会計・監査基準を定めたりする法的権限がない。MBT は、財務報告を統制し、会計・監査専門家を管理する責任を負っている。しかし、カタールが国際財務報告基準（IFRS）を採用して以来、MBT は基準を定める責任を負わなくなり、概して IFRS と国際監査基準（ISA）の使用を規定するようになった。

資本金が 50 万カタールリヤルを超えるすべての有限責任会社とすべてのパブリック・シェアホールディング・カンパニーは、毎年総会で指名される監査人を置かなければならない。さらに、すべての最終的な所得税申告書を、カタールで登録され、カタールに本拠を置く監査人が監査した財務諸表に添付しなければならない。

パブリック・シェアホールディング・カンパニーは、監査済み貸借対照表、損益計算書、取締役の報告書および監査人の報告書を、会社の会計年度末から 6 カ月以内に MBT に提出しなければならない。MBT の代表は、株主総会に出席しなければならない。

同様に、資本金が 50 万カタールリヤルを超える有限責任会社については、総会から 10 日以内に監査済み財務諸表を MBT に提出しなければならない。すべての有限責任会社は、少なくとも年 1 回総会を開催する義務を負う。金融機関は、指定された様式の月間計算書を MBT に提出し、会計年度末から 4 カ月以内に年次計算書を公表しなければならない。

カタールにおける財務報告要件には商業会社法（Commercial Companies Law）が適用される。商業会社法に基づいて設立されたすべての法人は、当該法人の業務活動が反映された適切な会計帳簿および記録を保管しなければならない。商業会社法に基づき、カタールの上場会社および非上場会社は、国際会計基準審議会が発行する IFRS および ISA に完全に準拠した貸借対照表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書で構成される年次財務諸表を作成しなければならない。

上場会社の計算書は公開されるが、非上場会社の計算書は公開されない。税法の要件に従って、現地の会計帳簿を保管しなければならないが、企業は歳入

税務局（Public Revenues and Taxes Department）に免除を申請することができる。多くの企業は英語で帳簿を管理するが、一部の現地企業はアラビア語で記載している。帳簿で使用される通貨は一般にカタールリヤルまたは米ドルである。

3.9 外国法人の閉鎖手続きおよび必要書類

3.9.1 内国法人の場合

カタールに投資する外国人投資家に最も関連する、カタール法人（商務代表事務所、支店、有限責任会社（LLC）、一人会社（SPC））を抹消する手続きをここで検討する。一般に清算人は、官報¹ または地方紙上での公表を含むその他の適切な方法で公表することにより、清算登記される会社への請求を表明するよう会社の債権者に呼び掛けなければならない。請求を受け付ける期間を債権者への公告に記載する必要がある。この期間は、公告が初めて公表された日から 12 カ月としなければならないが、商事裁判所（Commercial Court）が、会社の財務状態に応じてこの期間を短縮する場合がある。

商務代表事務所

登記を抹消するための申請を商業・貿易省(MBT)に提出することができる。後日、管轄の地方自治体および移民局でこの抹消を確定しなければならない。

支店

登記抹消申請を商業・貿易省(MBT)に提出することができる。税務局からの承認が同時に下りない限り、MBT の承認は下りない。後日、管轄の地方自治体および移民局でこの抹消を確定しなければならない。

有限責任会社（LLC）

会社の解散にあたって LLC の株主が踏まなければならない手続きを以下に記載する。主な準拠法は商業会社法（Commercial Companies Law）である。

LLC は、通常定款および商業会社法に従って解散することができる。これは一般に、会社の解散を承認し、清算手続きを行う清算人を指名する全員一致の総会決議によって行われる。

¹ 官報とは司法省が毎週発行する印刷物。法律、規則、勅令、条約、省決定その他、法律および勅令ならびに公益にかかわるその他の文書に基づいて公表されるその他の文書が掲載される。

清算手続きには、状況を説明する（アラビア語）の書面および税務局の納税完了通知（会社に外国人の株主がいる場合）が必要である。これらの書類を商業・貿易省(MBT)に提出し、商業登記簿に反映させなければならない。

総会決議が商業登記簿に反映されると、会社は「正式に」清算され、すべての負債の支払期日が到来する。会社の商業登記(CR)が再発行され、社名の後ろに「清算 (in liquidation)」の文字が記載される。この段階から、清算人が会社の代理人を務めることができる。

清算人の役割および義務

指名された清算人は、以下のことを行わなければならない。

(a) 以下の方法により、会社の状態を債権者に連絡する。

- (i) 配達証明付き書留郵便、および
- (ii) アラビア語の日刊紙 2 紙での公告掲載

注記： 通知および公告またはそのいずれかは、会社に対する請求の期間として 75 日を定めなければならない。会社の債権者は、この期間中に各自の請求を証明する必要がある。清算人は 1 カ月後に公告を再度行う必要がある。

(b) 以下の活動を行う。

- (i) 会社の権利を回復し、売却する、またはそのいずれかを実行する。
- (ii) 以下の優先順位で会社の負債を清算する。
 - (a) 会社の従業員に対する負債
 - (b) カタール国への負債（ある場合）
 - (c) 貸借中の不動産の賃貸料
 - (d) 優先順位に基づくその他の金額（ある場合）

注記： 清算人は会社の負債清算に先立ち、清算人自身の報酬を含め清算手続きによって生じた費用をまず控除した後、以下の順序で会社の負債を清算しなければならない。

清算人は、会社の負債を清算した後、会社の株式資本における株主の持ち分を株主に返金し、通常定款および株主契約書（ある場合）に従い、余剰金額を株主に分配しなければならない。会社の正味資産が株主の株式資本の全額を清算

するには不十分である場合、損失分は通常定款および株主契約書ある場合またはそのいずれかに定められる損失の分配に関する規定に従って株主間で分配される。清算人は清算手続き終了時に、最終決算報告書を株主に提示し、総会の承認を得なければならない。総会が最終決算報告書または財政状態計算書を承認した時点で、初めて清算は終了したとみなされる。

清算手続き終了後、清算人は商業登記簿から会社を抹消する、すなわち解散するよう申請しなければならない。

清算人を指名しない任意清算

会社に支払い能力がある場合は、自社の事務処理を手配して、財政状態計算書を作成し、清算人なしの会社解散を承認する全員一致の総会決議を添えて商業登記簿（CR）抹消用に提出することもできる。商業登記簿には、会社の債権者の権利に言及することなく、また債権者の権利に関わりなく、かかる総会決議内容が記載される。言い換えれば、清算人指名の有無、または新聞での公告の有無などに関係なく、会社は解散できるということである。

ただし、商業会社法（Commercial Companies Law）に定められた手続きに従うことは、手続きに対して異議申し立てがあった場合に、マネージャー／取締役および、または株主を相手取って提起される将来的な訴訟から或る程度保護される点でメリットである。

一人会社（SPC）

SPC の解散手続きは、LLC と同様に通常定款および商業会社法（Commercial Companies Law）の規定に従って行われる。

商業代理

多数の日本国籍の自然人および法人がカタル国内で法人登記をしないことから、本ガイドブックでは完全を期するため商業代理について言及しておく。商業代理を止めたい者は、しっかりとした法律的助言を仰ぐことを推奨する。商業代理法（Commercial Agency Law）には、営業権引き継ぎのために代理人を立てる終了規定など盛り込まれているためである。

3.9.2 FZ に帰属する（またはこれに類する立場の）法人

フリーゾーン法人の閉鎖

フリーゾーン法第 14 条では、指定フリーゾーンで操業する事業者に発行された免許は、かかる免許の条件に反さない限り、取消しまたは停止できないと定めている。

カタール金融センター (QFC)

QFC 内で設立された会社は、支払不能規則に基づき、任意で、または強制的に清算することができる。支払不能規則にある「裁判所 (Tribunal)」は、カタール国際裁判所を指すと考えられる。いずれの場合も、ある会社の清算を監督官庁が命じた場合、または清算の決定が下された場合、清算に参加する 1 名または 2 人以上の清算人が指名される。

メンバーの任意清算を開始するためには、会社の取締役が、正式に開かれた取締役会で、「支払能力に関する宣言」を行わなければならない。取締役は、「支払能力に関する宣言」に関して必要な判断を形成するための合理的根拠を示せるように、会社の十分な調査を行わなければならない。

清算および 1 人以上の清算人指名の決議

清算の開始にあたり、会社は一般に株主の 75%超が承認した特別決議を可決しなければならない。1 人以上の清算人を指名すると、総会で株主によって保持される権能、または清算人が認める権能を除き、会社の取締役の権能はすべて失われる。会社の事務が完全に清算された段階で、清算人は清算人の活動を明らかにし、会社の総会でその詳細を発表しなければならない。

債権者集会

債権者の任意清算も、会社の株主が会社清算決議を可決することによって開始されるが、このような清算方法でも債権者集会の開催が必要である。債権者集会において、会社は会社の清算人を務める 1 人以上の者を提案する必要があるが、債権者が集会において別の者を指名し、会社が推した者を実質的に拒否することもできる。

取締役の権能および清算人の欠員

メンバーの任意清算と同様に、1 人以上の清算人が指名された時点で、会社の取締役の権能はすべて失われる。ただし、清算人が権能の継続を認めた場合を除く。死亡、辞退その他により、指名された清算人に欠員が生じた場合、裁判所が清算人を指名した場合を除き、債権者がその空席を埋めることができる。

当事者適格

概して、会社すなわちその株主、取締役または債権者（条件付きまたは見込み債権者を含む）は、会社清算命令を裁判所に申請することができる。さらに、カタール金融センター（QFC）の利益のため、会社を清算することが得策とQFC規制機構（QFCA）がみなした場合に、裁判所がQFCAによる申請を「公正かつ公平」と判断したときは、QFCAが申請を行うことができる。

手続き開始の効果

裁判所が別段の命令を下した場合を除き、清算手続き開始後になされた会社の財産の処分、株式の譲渡または会社のメンバーの地位変更は無効である。

3.9.3 その他の実務上の問題

期限内の証明を怠った債権者の除外

第90条は、債権者の関心を会社の清算に向けさせるために「すべての合理的措置」が講じられたことを前提として、債権者は、清算手続き開始から6カ月以内に、債権または請求を証明しなければならないと定めている。債権者がこれを怠った場合、その債権が証明される前になされたすべての分配給付から当該債権者を除外することができる。実務的には、英語の、および可能であればアラビア語の主要地方紙への公告掲載と併せて、最新の連絡先による債権者への接触を試み、記録を残すことが、「あらゆる合理的措置」が講じられたか否かを判断する際に説得力を持つはずである。

カタール科学技術パーク（QSTP）

支店、限定免許およびサービス免許

エグゼクティブ・マネジメントは、QSTPフリーゾーンの公益および評価を保護するために、免許、限定免許またはサービス免許の取消し、終了または停止が望ましいと判断する場合がある。

支店、限定免許またはサービス免許を終了するためには、QSTPマネジメントに申請を行わなければならない。

有限責任会社

カタール科学技術パーク（QSTP）内の会社は任意で解散できる。または司法判断により強制的に解散させられる場合がある。会社解散に関する決議は、会

社名簿に記載し、アラビア語の地方日刊紙 2 紙に掲載することによって宣言しなければならない。

閉鎖

会社は以下の時点で閉鎖を開始できる。

- (a) 会社の通常定款により定められた期間が満了したとき。
- (b) 会社設立の目的が終了したとき。
- (c) すべての株式または資本が、法律で定められた定足数に満たない株主に譲渡されたとき。
- (d) 会社の資産のすべてまたは大部分が破壊され、残る資産の投資が実現不能になったとき。
- (e) 会社が別の会社と合併したとき。
- (f) 会社の存続期間が満了する前に、所定の過半数による解散が会社の通常定款に規定されている場合を除き、株主が満場一致で会社の解散に同意したとき。
- (g) 会社を解散し、破産を宣言する司法判断が下されたとき。

清算

会社は解散後、直ちに清算手続きに入らなければならない。会社清算は、通常定款の規定、または解散時に株主が合意した方法に従って行わなければならない。

清算手続きは、会社の決議に適用される通常の過半数に基づき、株主または総会によって指名された 1 人以上の清算人によって行われる。裁判所の判断に基づいて清算が行われる場合は、裁判所が清算の方法を決定し、清算人を指名する。

清算人は、特に以下のことを含め、清算に必要なすべての行為を実行する。

- (a) 第三者に対する会社の権利の回復
- (b) 会社の負債の清算
- (c) 公売または最高額が保証されるその他の方法による会社の動産または不動産の売却

(d) 会社の財産および権利を維持するために必要なすべての行為

(e) 裁判所において会社を代表すること

清算人は、書留郵便で全債権者に清算開始を通知し、会社に対する請求の提出を呼び掛ける。アラビア語の地方日刊紙 2 紙にこの通知を掲載しなければならない。

債務の清算後、清算人は、会社の資本の持分を株主に返金し、利益に占める割合に従って、余剰金を各株主に分配する。清算人は清算手続き完了時に、清算活動に関する最終的な計算書を提出し、会社を会社名簿から削除するよう申請する。

(本報告書作成者 Clyde & Co LLP からの注記)

注記 1 :

カタールのすべての法令（カタール金融センター（QFC）が発令したものを除く）はアラビア語で発令されており、公式な翻訳版がない。従って、アドバイスは当社独自の翻訳と当社が適時入手した第三者の翻訳をもとに提供されている。同社はこれをカタールの法規と現在の市場慣行に照らして解釈した。

注記 2 :

記載の回答は発行日の時点で可能な限り正確を期したが、これらに依拠する前に、法令の特定のポイントや重要なポイントを再度確認することが望ましい。

別紙 1

HS コード	品名
02050090	その他のろ馬、ら馬またはヒニーの肉
05071000	象牙並ならびにその粉およびくず
09082000	メース
12079100	けしの種
12079910	けし
12079920	麻の種
12113000	ココアの葉
12114000	けしがら
12119020	ブラックポピー
13021100	生あへん
13021910	ハシシ
25240000	アスベスト
29399110	コカイン
40121100	乗用車に使用される種のタイヤ
40121200	バスまたはタンクローリーに使用される種のタイヤ
40121300	航空機に使用される種のタイヤ
40121900	その他タイヤ
40122000	中古空気タイヤ
特定禁止品目 （「特殊品目」）	特定禁止品目（「特殊品目」）
01031000	豚（純粋種の繁殖用のもの）
01039100	その他の豚（重量 50 キログラム未満）
01039200	その他の豚（重量 50 キログラム以上）
02031100	生豚肉（枝肉および半丸枝肉）
02031200	生豚肉（もも肉、肩肉およびこれらを分割したもの）
02031900	生豚肉（その他のもの）
02032100	冷凍豚肉（枝肉および半丸枝肉）
02032200	冷凍豚肉（もも肉、肩肉およびこれらを分割したもの）
02032900	その他の冷凍豚肉
02063000	豚のくず肉（生または冷蔵のもの）
02064100	豚の肝臓（冷凍）

02064900	その他の豚のくず肉（冷凍）
02090010	豚の脂肪
02101100	豚のもも肉、肩肉およびこれらを分割したもの（塩蔵、塩水漬けなど）
02101200	豚のばら肉（筋状）およびこれを分割したもの（塩蔵、塩水漬けなど）
02101900	その他の豚のくず肉および粉末（塩蔵、塩水漬けなど）
05021000	豚またはいのししの毛
15010030	ラードその他の豚脂
15030011	豚のステアリン
15030021	豚のマーガリン
15030091	豚脂
16010011	豚のソーセージまたは獣血
16010021	豚のソーセージまたは獣血の缶詰
16010031	豚の冷凍ソーセージ
16024100	加工済み豚のもも肉およびこれを分割したもの
16024200	加工済み豚の肩肉およびこれを分割したもの
16024900	その他の加工済み豚肉
16029030	獣血から製造したもの
17049080	アルコール入りホワイトチョコレート
18063110	アルコール入りチョコレート
18063210	アルコール入りチョコレート（詰物をしていないもの）
22030000	麦芽を原料とするビール
22041000	スパークリングワイン
22042100	その他ワイン（2リットル未満の容器入りにしたもの）
22042900	その他ワイン（2リットル超の容器入りにしたもの）
22043000	その他のぶどう搾汁
22051000	ベルモット酒など（2リットル未満の容器入りにしたもの）
22059000	その他のベルモット酒など（2リットル超の容器入りにしたもの）
22060000	その他の発酵酒（りんご酒およびミードなど）
22072090	その他の変性エチルアルコール（度数を問わず）
22082000	ぶどう酒から得た蒸留酒
22083000	ウイスキー
22084000	ラムおよびタフィア
22085000	ジンおよびジュネヴァ
22086000	ウォッカ
22087000	リキュールおよびコーディアル
22089090	その他 80%未満の変性エチルアルコール
23070010	酒かす
41132000	豚の革

別紙 2

- 1 アルジェリア — 2008年7月3日
- 2 アルメニア — 2002年4月22日
- 3 オーストリア — 2010年12月30日
- 4 アゼルバイジャン — 2007年8月28日
- 5 ベラルーシ — 2007年4月3日
- 6 ベルギー — 2007年11月6日
- 7 バーミューダ — 2012年5月10日
- 8 ボスニア・ヘルツェゴビナ — 2010年7月21日
- 9 ブルネイ — 2012年1月17日
- 10 ブルガリア — 2010年3月22日
- 11 中華人民共和国 — 2012年4月2日
- 12 クロアチア — 2008年6月24日
- 13 キューバ — 2006年11月7日
- 14 キプロス — 2008年11月11日
- 15 フランス — 1990年12月4日
- 16 グルジア — 2010年12月20日
- 17 ハンガリー — 2012年1月18日
- 18 インド — 1999年4月7日
- 19 インドネシア — 2006年4月30日
- 20 イラン — 2000年7月18日
- 21 アイルランド — 2012年6月21日
- 22 マン島 — 2012年5月6日

- 23 イタリア — 2002年10月15日
- 24 日本とカタールは、2009年5月21日に「国際運輸業の所得に関する課税の相互免除に関する交換公文」を締結した。
- 25 ジャージー — 2012年3月20日
- 26 ヨルダン — 2004年1月12日
- 27 大韓民国 — 2007年3月27日
- 28 レバノン — 2005年11月23日
- 29 ルクセンブルグ — 2009年7月3日
- 30 マケドニア — 2008年6月28日
- 31 マレーシア — 2008年7月3日
- 32 マルタ — 2009年8月26日
- 33 モーリタニア — 2003年12月25日
- 34 モーリシャス — 2008年7月28日
- 35 メキシコ — 2012年5月14日
- 36 モナコ — 2009年9月16日
- 37 モロッコ — 2006年3月17日
- 38 ネパール — 2007年10月15日
- 39 オランダ — 2008年4月24日
- 40 ノルウェー — 2009年6月29日
- 41 パキスタン — 1999年4月6日
- 42 パナマ — 2010年9月23日
- 43 フィリピン — 2008年12月14日
- 44 ポーランド — 2008年11月18日
- 45 ポルトガル — 2011年12月12日
- 46 ルーマニア — 1999年10月24日

- 47 ロシア — 1998年4月20日
- 48 セネガル — 1998年6月10日
- 49 セルビア — 2009年10月2日
- 50 セイシェル — 2006年7月1日
- 51 シンガポール — 2006年11月28日
- 52 スロベニア — 2010年1月10日
- 53 スリランカ — 2004年11月7日
- 54 スーダン — 1998年6月30日
- 55 スイス — 2009年9月24日
- 56 シリア — 2003年10月23日
- 57 チュニジア — 1997年3月8日
- 58 トルコ — 2001年12月25日
- 59 英国 — 2009年6月25日
- 60 ベネズエラ — 2006年7月28日
- 61 ベトナム — 2009年3月8日
- 62 イエメン — 2000年8月7日